

資料

資料編 資料 1

中国電力(株)と鳥取県、米子市、境港市の原子力防災に係るこれまでの取り組み概要(平成11年度～令和7年度)

年度	中国電力(株)	鳥取県	米子市	境港市
H11	<p>■H11.12.27 「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡について(H11年12月27日付広原第9号)」により、鳥取県への異常時等の連絡体制を開始→鳥取県から米子市、境港市へ情報提供</p>	<p>OH11.10.5 JCO事故を受け、鳥取県議会議長名で、①安全管理・防災対策の充実、②島根県と同時鳥取県へも連絡、鳥取県、米子市と対策マニユアルを協議について、中国電力へ申し入れ</p>	<p>▲H11.10.12 茨城東海村の核燃料加工会社JCO東海事業所での「臨界破壊事故」を受け防災体制の強化、情報伝達、安全協定の締結について申し入れ</p>	
H13	<p>■H13.6.12 「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について(H13年6月12日付)」 →原災法の制定に伴う同法第10条事象発生時にも連絡することに変更 ■H13.11.26 「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について(H13年11月26日付)」 →発電所敷地内の放射能の連絡基準値の変更</p>	<p>○地域防災計画(原子力災害対策)(島根原子力発電所編)を策定</p>		
H17			<p>▲H17.11.2 島根原子力発電所における計画、3号機設置予定を受け、安全協定の締結について申し入れ</p>	<p>◆H17.11.28 2号機プルサーマル導入計画、3号機設置予定を受け、安全協定の締結について申し入れ</p>
H18				
H19		<p>OH19.6.22、7.9 中電との防災計画等の見直しに係る事前協議 OH19.8.31 本協議</p>	<p>▲H19.10.17 新潟県中越沖地震における柏崎刈羽原子</p>	<p>◆地域防災計画(原子力災害対策)を策定</p>

H20	<p>■H20.5.16 「島根原子力発電所における異常時連絡事項の情報提供について(回答)(平成20年5月16日付鳥支広11号)」 →鳥取県への異常時連絡事項の情報提供(移送料輸送経路等の機微情報を除く)を開始。 →鳥取県から米子市、境港市へ情報提供 ■H20.6.16 「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について(平成20年6月16日付広露工第1号)」→放射能汚染を伴わない新燃料等の輸送中事故も連絡することに変更</p>	<p>■H20.5.16 「島根原子力発電所における異常時連絡事項の情報提供について(回答)(平成20年5月16日付鳥支広11号)」 →鳥取県への異常時連絡事項の情報提供(移送料輸送経路等の機微情報を除く)を開始。 →鳥取県から米子市、境港市へ情報提供 ■H20.6.16 「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について(平成20年6月16日付広露工第1号)」→放射能汚染を伴わない新燃料等の輸送中事故も連絡することに変更</p>	<p>通信連絡体制・基準、2号機プルサーマル計画、3号機建設等について OH19.11.14 本協議 県から中電への要望①原災法の情報提供、②2号機プルサーマル導入に伴うBPZの見直し、③安全協定の締結又はそれに準じた通報連絡体制の充実、④第三者の専門家を入れた客観的な活断層調査の実施等 OH20.3.7 「島根原子力発電所における異常時連絡事項の情報提供について(平成20年3月7日付第200700184133号)」により中国電力鳥取支社長へ防災監名で依頼</p>	<p>力発電所における災害発生を受け安全協定の締結について申し入れ</p>	<p>◆H19.9.20 中越沖地震により柏崎刈羽原子力発電所のトラブルを受け、安全協定の締結について申し入れ</p>
H21			<p>OH22.3.31 島根原発点検不備について、原因分析・安全対策の確立・情報公開等について申し入れ</p>		
H22		<p>■H22.4.30 点検不備に係る中間報告書を国に提出するとともに、県等へ報告 ■H22.6.3 点検不備に係る最終報告書を国に提出するとともに、県等へ報告</p>	<p>OH22.4.30 点検不備に係る中間報告を受け、原因分析、再発防止策と安全体制の確立、情報公開と報告について申し入れ OH22.6.3 点検不備に係る最終報告を受け、安心できる運営体制の確立、再発防止策等の報告と情報公開等について申し入れ</p>	<p>◆H22.4.1 点検不備を受け、安全管理体制の徹底について、中国電力へ申し入れ</p>	

<p>■H22.10.21 島根原発2号機運転再開について島根県等に報告するのと同時に国へ届出と、鳥取県等へ説明</p> <p>■H23.3.17、24 島根原発の津波対策について公表</p>	<p>報公開、その他安全に係る情報の適切な報告と十分な情報公開と県民説明について申し入れ</p> <p>OH22.9.3 島根原発の点検不備に係る鳥取県側での説明会の開催を検討するよう防災監から口頭申し入れ</p> <p>OH22.10.21 島根原発2号機運転再開にあたり、再発防止策の実行、県民が安心できる原発運営、取り組み状況等の報告及び情報公開等について申し入れ</p> <p>OH23.3.14 福島第一原発事故を受けて、事故原因等を踏まえた点検等の実施と安全確保対策の実施について申し入れ</p>	<p>▲H22.9.1 島根原発の点検不備を受け、米子市民に対する説明会の開催、米子市との安全協定締結について申し入れ</p> <p>▲H23.3.15 福島第一原発での事故を受けて、プルサーマル計画を含めた島根原発の耐震性・安全性について検証と結果の公表、安全協定締結について申し入れ</p>	<p>OH23.4.8 関西広域連合からとして、原発の一層の安全確保対策、原子力災害対策のための体制整備、自然^{ハザード}・導入への積極的な取り組みについて緊急申し入れ</p> <p>OH23.5.27 知事から中国電力社長へ4項目(安全対策、監視体制強化、安全協定の締結、国へのIPZの拡大要望)について申し入れ【8.8 関西広域連合の一員として知事から申し入れ】</p>	<p>◆H22.12.1 保守管理等の不備を受け、安全体制及び安全協定締結について申し入れ</p>
<p>■H23.8.10 第2回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会〔合意事項：緊急車両の原発立入時の連絡報告ほか〕</p> <p>■H23.10.11 第3回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会</p> <p>〔合意事項：島根原発本部から直接米子市、境港市へも情報提供〕</p> <p>■H23.11.17 第4回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会</p> <p>〔「発電所の増設計画等に対する事前了解」は回答保留、「立入調査」は現地確認(本県等からの意見と誠実な対応を追加)等をお願いする〕</p> <p>■H23.11.25 第5回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会〔「発電所の増設計画等に対する事前了解」は、事前の報告をお願いする。〕</p>	<p>OH23.8.8 知事から中国電力社長へ、申し入れ(関西広域連合の一員として)</p> <p>【申入れ項目】 原子力発電に関し、次の事項を目的とする協定を関西広域連合と締結すること ①原子力発電所周辺地域の安全確保に向けた情報提供の徹底、②再生可能エネルギーの開発・導入に向けた取組の促進、③省エネルギーの取組促進・協定の締結や情報交換を行うための協議の場を早急に設けること、・立地県に隣接する府県と安全に関する協定の締結について協議すること</p> <p>OH23.11.26 知事、米子市長、境港副市長会議</p> <p>OH23.11.28 県議会全員協議会「島根原子力発電所に係る中国電力株式会社との協定について」</p> <p>OH23.12.15 知事、米子市長、境港副市長会議</p> <p>OH23.12.15 県議会全員協議会「島根原子力発電所に係る中国電力株式会社との協定について」</p>	<p>OH23.12.15 知事、米子市長、境港副市長会議</p> <p>OH23.12.15 県議会全員協議会「島根原子力発電所に係る中国電力株式会社との協定について」</p>	<p>OH23.12.15 知事、米子市長、境港副市長会議</p> <p>OH23.12.15 県議会全員協議会「島根原子力発電所に係る中国電力株式会社との協定について」</p>	<p>12月25日 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱締結</p> <p>※5月27日の中国電力山下社長(当時)への申し入れで開始した協定締結に向けての協議は、常に公開(原則一般傍聴も可能)で実施し、報道機関等を通じて県民にお知らせするとともに、協議内容は県HPでも情報公開してきた。</p> <p>また、住民の代表である県議会(常任委員会、特別委員会)に対しても、その都度説明をしてきた。</p>

<p>H24</p>	<p>OH24.11.1 知事から中国電力菊田社長へ直接、立地県並みの安全協定への改定について申し入れ</p> <p>OH24.11.20</p>	<p>協定等の運用開始</p>	<p>協定等の運用開始</p>	<p>協定等の運用開始</p>
------------	---	-----------------	-----------------	-----------------

		<p>第1回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会(実務者レベル)開催 OH25.1.23</p> <p>第2回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会(実務者レベル)開催 OH25.3.6</p> <p>統轄監から中国電力島根原子力本部長へ直接、安全協定の改定協議状況に関する申入れ OH25.3.13</p> <p>副知事から中国電力副社長へ直接、安全協定の改定協議状況に関する申入れ OH25.3.15</p> <p>中国電力清水副社長が知事へ直接申入れに対して(文書)回答・・・立地県と同等の対応を行う</p> <p>・島根原子力発電所に係る島取県民の安全確保等に関する協定の改定に関する申入れについて(回答)</p> <p>・島根原子力発電所に係る島取県民の安全確保等に関する協定の改定に係る確認事項について(回答)</p>		
H25	<p>■H25.12.25 原子力規制委員会に「島根原子力発電所2号機における新規制基準適合性確認申請」</p>	<p>※H25.11.7 島根県と覚書締結(島根県が島根原発に関する重要な判断等をするに当たり、本県として島根県知事に意見を伝える)。</p> <p>OH25.11.21 中国電力から島取県に対し、安全協定第6条に基づく島根原発2号機の新規制基準への適合性確認申請の事前報告(島根県等にも同日対応)</p> <p>OH25.11.22 第3回原子力安全対策PT会議(米子・境港市長と意見交換)</p>		

		<p>OH25.11.25 第4回原子力安全対策PT会議(中国電力による説明)</p> <p>OH25.11.30 原子力防災専門家会議(中国電力による説明を踏まえ申請内容に係る技術的検討等)</p> <p>OH25.12.4 中国電力主催の地元説明会(住民も参加)</p> <p>OH25.12.11 3首長意見交換(知事、米子・境港市長)</p> <p>OH25.12.12 鳥取県議会全員協議会(中国電力による説明、事前報告について)</p> <p>OH25.12.13 覚書に基づく島根県からの意見照会</p> <p>OH25.12.17 安全協定に基づく事前報告に対する鳥取県等の回答を知事が中国電力副社長に行う。 ⇒(意見留保)適合性確認申請に当たった際の安全協定に基づく事前報告の可否については、条件を付した上で最終的な意見を留保する。最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。</p> <p>OH25.12.25 知事が中国電力副社長と意見交換</p> <p>OH26.3.10 中国電力主催説明会(2県6市の職員対象)</p> <p>※H26.3.26 鳥取県防災会議(地域防災計画と広域住民避難計画の修正)→避難時間を4日間から20時間に短縮</p> <p>OH26.10.20 知事が中国電力副社長に原子力防災対策(人件費など)の負担への協力を要請(中国電力本社)</p> <p>OH27.3.18</p>		
H26	<p>■H27.3.18 中国電力清水副社長が知事に1号機廃止の事前報告</p>			

H27	<p>中電は取締役会で1号機を廃止決定し、本県に対し廃止を決定し電気事業法上の運転終了に関する届出を経済産業省へ(立地と同等の対応)</p> <p>OH27.3.18 知事が中国電力清水副社長へ、1号機の厳正な安全管理、廃炉に向けた一連の手續きにおける県等への安全協定に基づく報告、安全協定等の改定等について申入れ・・・立地県と同等の対応を行う</p> <p>OH27.5.1 1号機運転終了に伴い、廃炉に当たっては、安全協定に基づく報告など立地自治体と同等に対応するよう申入れ</p> <p>OH27.5.15 1号機営業運転終了に伴い、厳正な安全確保、立地自治体と同様に基づくこと及び安全協定を立地自治体と同等の内容に改定すること等について申入れ</p> <p>OH27.9.14 計器の校正記録の不適切な取扱いに基づくことについて、再発防止対策の徹底、再発防止対策取り組み状況の適宜報告、国の確認・指導・監督内容報告及び積極的かつわかりやすい情報の公開すること等を申入れ</p> <p>OH27.12.8 知事が中国電力清水副社長に、島根原子力発電所1号機の廃止措置等を踏まえた安全協定改定に関する申入れ(米子市長及び境港市市長連名)</p> <p>OH27.12.14 中国電力より、申入れに対する文書回答(安全協定を改定する協議について等)</p>	<p>◆H27.9.4 第1回境港市原子力発電所環境安全対策協議会開催</p> <p>▲H28.2.18 第1回米子市環境安全対策協議会開催</p>		
H27	<p>■H27.4.30 島根原子力発電所1号機営業運転終了</p> <p>■H27.9.11 中国電力清水副社長から副知事に計器の校正記録の不適切な取扱いに関する調査結果を報告</p>			
H28	<p>12月22日「島根原子力発電所に係る島取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱」の一部を改定する協定 締結 ※廃止措置の法令に沿った手続きに基づく「島根原子力発電所に係る島取県民の安全確保協定の運営要綱」の一部を改定する協定を締結</p> <p>■H28.4.28 中国電力清水副社長が本県に対して、島根原発1号機</p>	<p>OH28.4.28 知事から中国電力副社長へ申入れ</p> <p>▲H28.5.19 米子市議会全員協議会(中</p> <p>◆H28.5.17 境港市議会</p>		

<p>の廃止措置計画等に係る安全協定について事前報告</p> <p>■H28.5.21 中国電力主催の住民説明会(夢みなどタワー(境港市))</p> <p>■H28.7.4 原子力規制委員会へ申請</p>	<p>・島根1号機の廃止措置計画及び同2号機の特重大事故等対処施設の設置等の事前報告に際し、安全を第一義に周辺地域にも立地と同じように情報を提供し、同じように安全を図ること。住民説明を行うこと</p> <p>OH28.5.16 第1回原子力安全顧問会議(中電から聞き取り)</p> <p>OH28.5.22 第1回島取県原子力安全対策合同会議(島根原子力規制事務所、中電からの聞き取り)</p> <p>OH28.5.31 鳥取県議会常任委員会</p> <p>OH28.6.12 原子力安全対策PT会議(コアメンバー)・3首長意見交換</p> <p>OH28.6.15 鳥取県議会全員協議会(中国電力による説明、事前報告について)</p> <p>OH28.6.17 中国電力迫谷副社長への安全協定に基づく回答及び安全協定の改定申入れ</p> <p>・島根1号機廃止措置計画等の事前報告の可否に関する最終的な意見は留保し、条件を付して回答する。</p> <p>・最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査後、同委員会及び中電から審査結果について説明を受け、全対策合同会議等と協議の上、提出する。</p> <p>・安全協定も、立地自治体と同内容へ改定すること。</p> <p>OH28.6.17 島根県からの覚書に基づく意見照会、島根県への覚書に基づく意見回答</p> <p>OH28.6.17 国要望(原子力規制委員会、経済産業省、内閣府)</p> <p>OH28.7.4 安全協定に基づく申請した旨の報告受</p>	<p>電からの聞き取り)</p> <p>▲H28.6.10 米子市議会全員協議会</p>	<p>(中電からの聞き取り)</p> <p>◆H28.6.8 境港市議会全員協議会</p>
--	--	--	---

H29	<p>■H29.4.19 中国電力天野鳥取支社長が本県に対して、島根原発1号機の廃止措置計画が認可された旨を報告</p> <p>■H29.6.1 中電主催の住民説明会(米子市)</p> <p>■H29.7.28 中国電力が廃止措置作業に着手</p>	<p>OH29.4.26 国要望(原子力規制委員会、経済産業省、内閣府)</p> <p>OH29.5.16 原子力安全対策PT会議(原子力規制庁、中電からの聞き取り)</p> <p>OH29.5.19 鳥取県協議会全員協議会</p> <p>OH29.5.26 第1回原子力安全顧問会議及び第1回原子力安全対策合同会議(原子力規制庁、中電からの聞き取り)</p>	<p>▲H29.6.19 米子市協議会全 員協議会</p> <p>◆H29.6.7 境港市議会 (中電からの聞き取り)</p> <p>◆H29.6.14 境港市議会から市長への回答</p>	<p>OH29.6.24 原子力安全対策PT会議(コアメンバー)・3首長意見交換</p> <p>OH29.6.26 鳥取県協議会全員協議会</p> <p>OH29.6.27 中国電力迫谷副社長への安全協定に基づく回答及び安全協定の改定申入れ</p> <p>・島根1号機廃止措置計画の事前報告の可否に関して、8項目の条件を付した上で、廃止措置の全体計画及び解体工事準備期間(第1段階)の実施に限り了解する。</p> <p>・安全協定も立地自治体と同意内容に改定すること。</p> <p>OH29.6.28~29 国要望(原子力規制委員会、内閣府、経済産業省)</p> <p>OH29.7.7 島根県からの覚書に基づく意見照会、島根県への覚書に基づく意見回答</p>	<p>OH30.4.4 第1回原子力安全対策PT会議(コアメンバー) 中国電力からの島根3号機に係る概要説明の申し出への対応について米子市、境港市と意見交換。</p>
H30	<p>■H30.4.4 中国電力清水社長から本県に対して島根原子力発電所</p>				<p>OH30.4.4 第1回島根原子力安全対策合同会議において、中国電力から島根3号機の新規制基準適合性審査申請の内容等の説明を受け、住民等との情報共有や率直な意見交換を行うとともに、原子力安全顧問の意見を伺う。(米子・境港両市の原子力発電所環境安全対策協議会と鳥取県の合同会議)</p>

<p>3号機に係る概要説明の申し入れがある。</p>	<p>OH30.4.9 中国電力社長に鳥取県知事、米子市長、境港市長連名で文書回答。</p> <p>【要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> 概要説明の申し出は、新規制基準適合性審査申請に係る説明ではないことを前提に受け入れる。 島根3号機については、これまで周辺地域に対して誠意ある説明がなされてきたとは言えず、今次の申出により、その概要について、住民、鳥取県、米子市及び境港市並びにそれらの議会、鳥取県原子力安全顧問等に、誠実かつ丁寧に説明すること。 安全協定を立地自治体と同じ内容に改定することも含め、立地自治体と同等の対応を求める。 <p>OH30.4.18 島根3号機に係る共同検証チーム会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 3号機の概要(構造、規模、機能、特性、建設の経緯等)や安全対策等について検証するため、鳥取県、米子市及び境港市の実務担当者で構成する共同検証チーム会議を運営。 ※同年7.20までに会議10回運営し、H30.8.1第5回原子力安全対策PT会議でその検証内容を報告した。 <p>OH30.4.20 第2回原子力安全対策PT会議において、中国電力から島根3号機の説明を受け3首長が意見交換。</p> <p>OH30.5.28 第3回原子力安全対策PT会議において、中国電力から安全協定に基づき島根3号機の新規制基準適合性審査の申請の事前報告を受け、3首長が、今後の対応を協議。</p> <p>OH30.6.6 第4回原子力安全対策PT会議において、島根3号機の新規制基準への適合性申請に係る内容の説明を受け、3首長が意見交換。</p> <p>OH30.6.14 鳥取県協議会全員協議会(中国電力による説明、事前報告について)。</p> <p>OH30.6.23 第1回原子力安全顧問会議において、島根3号機新規制基準に係る適合性審査申請の内容について審議。</p> <p>OH30.7.13 第2回原子力安全顧問会議において、島根3号機の新規制基準に係る適合性申請の内容について審議。</p> <p>OH30.7.24 第1回島根原子力安全対策合同会議において、中国電力から島根3号機の新規制基準適合性審査申請の内容等の説明を受け、住民等との情報共有や率直な意見交換を行うとともに、原子力安全顧問の意見を伺う。(米子・境港両市の原子力発電所環境安全対策協議会と鳥取県の合同会議)</p>
----------------------------	---

	OH30.8.1 第5回原子力安全対策PT会議において、3首長が意見交換。		
	OH30.8.2 鳥取県議会全員協議会		
	OH30.8.6 事前報告に対する鳥取県等の意見回答 平井知事が中国電力平野副社長に対し、安全協定に基づいて、米子市及び境港市と連名で、島根3号機の新規規制基準適合性確認申請の事前報告への意見を回答。 ・安全協定第6条に基づき事前報告の可否に関して、条件を付した上で最終的な意見を留保する。最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、原子力安全顧問、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。 ・「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）		
	OH30.8.7 島根県から「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づき意見照会		
	OH30.8.7 島根県に覚書に基づき、米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県の回答を文書で行う。		
	OH30.11.9 島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査の対応等に関する申入れ		
R元	OR元.8.9 国要望（経済産業省、原子力規制庁） OR元.10.27 国要望（内閣府 小泉原子力防災担当大臣） OR元.11.8~9 令和元年度 島根地域における2県・内閣府との合同原子力防災訓練実施 OR2.7.21 国要望（原子力規制庁） OR2.10.29~31 令和2年度島根地域における2県・6市の合同原子力防災訓練実施	◆R2.2.18 令和元年度第1回境港市原子力発電所環境安全対策協議会 ▲R2.2.14 令和元年度第1回米子市原子力発電所環境安全対策協議会 ◆R2.11.20 令和2年度第1回境港市原子力発電所環境安全対策協議会	
R2		▲R3.1.24 令和2年度第1回米子市原子力発電所環境安全対策協議会（資料送付のみ）	

R3	■R3.9.15 島根2号機の原子炉設置変更許可	OR3.9.15 島根2号機炉が新規規制基準に適合していることを示す審査書を原子力規制委員会です承し、設置変更許可		
	■R3.10.15 中電主催の住民説明会（境港市） ■R3.10.18 中電主催の住民説明会（米子市）	OR3.9.15 中国電力芦谷副社長が知事に合格を報告。県は原子力安全対策PT会議（コアメンバー）を開催（TV会議）し、中国電力から説明を受け、知事が米子・境港両市長等と協議。中国電力副社長が協定改定の協議の再開を了承 OR3.10.5 令和3年度第1回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会にて、①改定が遅れた理由、「立地自治体固有の規定制」とは、②改定内容の提示を要請 OR3.10.22 令和3年度第2回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会にて、協定改定案の説明を受けるとともに、県の防災対策費（人件費等）への財政負担を要請 OR3.10.24 県、米子・境港両市による島根原子力発電所に関する住民説明会（米子市）を開催 OR3.10.30 県、米子・境港両市による島根原子力発電所に関する住民説明会（境港市）を開催 OR3.11.8 原子力安全顧問会議にて、島根2号機新規規制基準への適合性に関する取りまとめ等を審議 OR3.11.8 鳥取県原子力安全対策合同会議（第1回）にて、国及び中国電力から島根2号機の審査結果・緊急時対応等の説明を受け、意見交換等を実施 OR3.11.17 原子力安全顧問会議にて、原子力安全顧問から知事へ島根2号機の審査結果の検証について報告 OR3.11.18 県、米子・境港両市による住民避難計画説明会（鳥取市）を開催（県民27名参加） OR3.11.22 第2回原子力安全対策合同会議にて、島根2号機の審査結果の検証に関する顧問会議意見について意見交換 OR3.11.23 県、米子・境港両市による住民避難計画説明会（倉吉市）を開催（県民19名参加） OR3.11.24 県、米子・境港両市による島根原子力発電所に関する住民説明会（米子市（2回目））を開催（県民21名参加）		

	OR4. 2. 16 原子力安全対策合同会議（第3回）にて、米子市、境港市の原子力発電所環境安全対策協議会の意見を伺う	OR4. 2. 18 第4回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会にて、中国電力から改定内容の説明受け意見交換	OR4. 3. 10 第5回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会にて、中国電力から提示された改定内容の了解と、同協議会の終了、調印に向け手続きを進めることを確認	OR4. 3. 23 令和3年度第2回原子力安全対策PT会議（コアメンバー）にて、米子市、境港市の島根原発2号機の再稼働に係る意見の聴取と今後の対応について協議
	OR4. 3. 24 鳥取県協議会全員協議会にて、執行部が知事意見、安全協定に基づく中電への意見回答、覚書に基づく島根県への意見回答、中国電力に対する付帯条件、国要望（資源エネルギー庁、原子力規制委員会、内閣府）、米子市からの意見書、境港市からの意見書について説明			
R4	<p>4月8日「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱」の一節を改定する協定締結</p> <p>※「現地確認」を「立入調査」に、立入調査の結果、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を要求する規定（措置要求）を追加、核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡に輸送日時、経路等の詳細な情報に加え、事前了解については安全協定の運用が立地自治体と同じであることを確認の上、条文中「誠意をもつて対応する」との記載を加え、「計画等の報告」を「計画等の事前報告」とするなど安全協定を一部改定。</p> <p>併せて、安全協定の運用において立地自治体と同様の対応を行うとの文書を、中国電力が県と市に提出</p>			

R5	<p>■R4. 7. 6 中国電力は、鳥取県及び島根県と島根原子力発電所に関する原子力防災に係る協力協定を締結</p> <p>中国電力は、鳥取県と島根原子力発電所に関する原子力防災に係る財源協力協定を締結</p>	<p>OR4. 6. 2 島根県知事が島根2号機の再稼働同意を表明</p> <p>OR4. 6. 5 山陰両県知事会議で丸山知事から再稼働判断の理解と中国電力及び国への要請について説明。本県から周辺自治体の意見への対応など配慮を依頼するとともに、後刻、米子・境港両市長に結果を報告。</p> <p>OR4. 6. 14 島根県知事が中国電力社長に設置変更許可に係る事前了解の回答と要請を実施</p> <p>OR4. 7. 6 鳥取県及び島根県は、中国電力と島根原子力発電所に関する原子力防災に係る協力協定を締結</p> <p>OR4. 7. 6 鳥取県は、中国電力と島根原子力発電所に関する原子力防災に係る財源協力協定を締結</p> <p>OR4. 12. 23 鳥取県は、原子力防災支援基地（鳥取市松原）の運用開始式を実施</p>	<p>OR5. 8. 8 中国電力は、安全協定に基づき県と米子市、境港市へ島根1号機の廃止措置計画変更認可申請に係る事前報告</p> <p>■R5. 8. 30 島根2号機の設計及び工事の計画が認可</p>	<p>OR5. 9. 1 原子力安全対策合同会議（第1回）にて、米子市、境港市の原子力発電所環境安全対策協議会の島根1号機の廃止措置計画の変更に係る意見を伺う</p> <p>OR5. 9. 19 常任委員会にて、島根1号機の廃止措置計画変更に係る中国電力の参考人招致</p> <p>OR5. 10. 7 令和5年度第1回原子力安全対策PT会議（コアメンバー）にて、米子市、境港市の島根1号機の廃止措置計画の変更に係る意見の聴取と今後の対応について協議</p>	<p>OR5. 10. 13 島根1号機の廃止措置計画変更に係る中国電力への回答を実施</p> <p>OR5. 10. 17 廃止措置計画変更に係る国への申入れ</p> <p>OR5. 11. 5 ほか</p>
----	--	--	---	---	---

<p>■R5. 12. 11 中国電力は島根1号機の廃止措置計画変更認可を原子力規制委員会へ申請</p>	<p>令和5年度島根地域における2県・6市の合同原子力防災訓練実施</p> <p>OR5. 11. 21 鳥取県は、原子力防災支援基地（江府町美用）の運用開始式を実施</p> <p>OR6. 4. 4 令和6年度第1回原子力安全対策PT会議（コアメンバー）で、能登半島地震を受けた島根原子力発電所に係る中国電力及び国への申入れについて協議</p> <p>OR6. 4. 4 令和6年能登半島地震を踏まえた島根原子力発電所の安全対策について中国電力へ申入れ</p> <p>OR6. 4. 5 令和6年能登半島地震を踏まえた島根原発の安全対策について国（原子力規制委員会、内閣府、経済産業省）へ申入れ</p> <p>OR6. 7. 20 島根原子力発電所に関する原子力規制委員会と関係自治体との意見交換</p> <p>OR6. 7. 20 原子力防災に関する内閣府との意見交換会</p> <p>OR6. 9. 9 原子力安全顧問会議で、島根2号機の審査結果等に対する専門家意見を聴取</p> <p>OR6. 9. 9 原子力安全対策合同会議で、米子市、境港市の原子力発電所環境安全対策協議会の委員から島根2号機の審査結果に関する意見を聴取。</p> <p>OR6. 10. 5 令和6年度第3回原子力安全対策PT会議（コアメンバー）で、中国電力への意見及び国への申入れについて協議</p> <p>OR6. 10. 10 島根2号機の安全対策について中国電力へ意見提出</p> <p>OR6. 10. 11 ほか 島根2号機の安全対策について、国（原子力規制委員会、内閣府、経済産業省）へ申入れ</p> <p>OR6. 10. 25 島根2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の審査合格について中国電力から報告</p> <p>OR6. 11. 16 ほか</p>
<p>R6</p> <p>■R6. 5. 17 原子力規制委員会が島根1号機の廃止措置計画変更申請を認可（第2段階への移行）</p> <p>■R6. 5. 30 原子力規制委員会が島根2号機の保安規定変更の認可</p> <p>■R6. 10. 23 原子力規制委員会が島根2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の原子炉設置変更許可</p> <p>■R6. 10. 28</p>	<p>令和6年度島根地域における2県・6市の合同原子力防災訓練実施</p> <p>OR6. 11. 21 原子力安全顧問会議で、島根2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の審査に対する専門家意見を聴取</p> <p>OR6. 11. 24 原子力安全対策合同会議で、米子市、境港市の原子力発電所環境安全対策協議会の委員から島根2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の審査結果に関する意見を聴取。</p> <p>OR6. 12. 13 令和6年度第4回原子力安全対策PT会議（コアメンバー）で、島根2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る中国電力への回答及び国への要望について協議</p> <p>OR6. 12. 19 島根2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る中国電力の事前報告に対して回答</p> <p>OR6. 12. 25 島根2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）について、国（原子力規制委員会、内閣府、経済産業省）へ申入れ</p> <p>OR7. 9. 3 鳥取県、米子市、境港市の連名で中国電力に対し、立地地域と周辺地域との財源措置の適正化を申入れ</p> <p>OR7. 11. 6 鳥取県、米子市、境港市の連名で中国電力に対し財源措置の適正化の早期実現化のため、核燃料税に見合う財源と島根半島震災対策事業に見合う財源の措置を求める申入れ</p> <p>OR7. 12. 24 鳥取県と中国電力は、島根原子力発電所に関する原子力防災に係る財源協力協定（核燃料税基礎、弓ヶ浜震災対策事業、人件費）を締結（核燃料税基礎については、米子市、境港市が立会）</p>

<p>■R6. 12. 7 島根2号機の原子炉起動</p> <p>■R6. 12. 23 島根2号機の再稼働（発電機並列）</p> <p>■R7. 1. 10 島根2号機の営業運転再開</p>	<p>島根2号機の安全対策工事完了、燃料装荷開始</p>	<p>OR6. 11. 21 原子力安全顧問会議で、島根2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の審査に対する専門家意見を聴取</p> <p>OR6. 11. 24 原子力安全対策合同会議で、米子市、境港市の原子力発電所環境安全対策協議会の委員から島根2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の審査結果に関する意見を聴取。</p> <p>OR6. 12. 13 令和6年度第4回原子力安全対策PT会議（コアメンバー）で、島根2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る中国電力への回答及び国への要望について協議</p> <p>OR6. 12. 19 島根2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る中国電力の事前報告に対して回答</p> <p>OR6. 12. 25 島根2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）について、国（原子力規制委員会、内閣府、経済産業省）へ申入れ</p> <p>OR7. 9. 3 鳥取県、米子市、境港市の連名で中国電力に対し、立地地域と周辺地域との財源措置の適正化を申入れ</p> <p>OR7. 11. 6 鳥取県、米子市、境港市の連名で中国電力に対し財源措置の適正化の早期実現化のため、核燃料税に見合う財源と島根半島震災対策事業に見合う財源の措置を求める申入れ</p> <p>OR7. 12. 24 鳥取県と中国電力は、島根原子力発電所に関する原子力防災に係る財源協力協定（核燃料税基礎、弓ヶ浜震災対策事業、人件費）を締結（核燃料税基礎については、米子市、境港市が立会）</p>	<p>令和6年度島根地域における2県・6市の合同原子力防災訓練実施</p>
<p>R7</p>			

電 原 総 第 2 4 号
平成 2 5 年 1 1 月 2 1 日

写

鳥 取 県 知 事
平 井 伸 治 様

中 国 電 力 株 式 会 社
取 締 役 社 長
刈 田 知 英

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社では、東京電力(株)福島第一原子力発電所での事故以降、島根原子力発電所において緊急安全対策及びシビアアクシデント対策など、安全性をより一層向上させるための対策を実施しております。

これらの対策につきましても、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(原子炉等規制法)の改正に伴う新たな規制基準(新規基準)が本年7月8日に施行されたことから、原子炉設置変更許可などの申請手続きを行い、新規基準への適合性について国の審査を受ける必要があります。

つきましては、島根原子力発電所2号機におけるこれらの対策について「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」(平成23年11月25日付)第6条の規定に基づき、別添のとおり報告します。

当社といたしましては、島根原子力発電所の安全性を不断に追及し続けるとともに、地域の皆様方のご理解を得られるよう努めてまいりますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

敬 具

<添付書類>

- ・ 島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(2号原子炉施設の変更)
- ・ 原子炉設置変更許可申請の概要について(島根原子力発電所2号機)

第 2 0 1 3 0 0 1 4 8 7 4 3 号
平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日

写

中 国 電 力 株 式 会 社
取 締 役 社 長
刈 田 知 英 様

鳥 取 県 知 事
平 井 伸 治

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について(回答)

平成 2 5 年 1 1 月 2 1 日 付 電 原 総 第 2 4 号 で 報 告 の あ っ た こ と に つ い て は、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第6条に基づき、下記のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
- 2 再稼働に向けての一連の手續に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 5 六道断面などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- 6 フィルタメントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 7 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

経済産業大臣 茂木敏充 様

鳥取県知事 平井伸治

米子市長 野坂康夫

境港市長 中村勝治

中国電力株式会社の島根原子力発電所2号機に関する新規制基準適合性確認申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、11月21日に、中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性確認申請の事前報告を受け、12月17日にこれに対する意見を提出したところです。

については、今回貴省に対し、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るといふ周辺地域の不安を勘案し適切に対処されるよう、別紙1のとおり強く要望します。

なお、鳥取県では、県議会、米子市及び境港市と協議を行い、事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市及び境港市の意見を聞いた上で提出することとしました。また、中国電力株式会社に対処を求めるとして、別紙2のとおり汚染水対策を適切に実施することなど7項目の意見を付しています。

＜原子力発電所の汚染水対策について＞

【汚染水対策】

- 島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること。また、中国電力株式会社に対し、その内容を具体的かつ分かりやすく説明するよう指導すること。
- 福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射能汚染水として海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。
- また、他の原子力事業者に対しても、事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保させるとともに、原子炉等規制法に基づく新規制基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも担保するよう措置すること。

＜周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について＞

【原子力発電所の再稼働に当たって】

- 中国電力株式会社に対し、再稼働に向けての一連の手続きに際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応するよう指導すること。
 - 中国電力株式会社に対し、島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うよう指導すること。
 - 中国電力株式会社に対し、県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うよう指導すること。
 - 原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進捗よく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。
 - 原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。
- 【原子力防災体制の強化】
- 中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。

原子力規制庁長官 茂木敏充様

鳥取県知事 平井伸治

米子市長 野坂康夫

境港市長 中村勝治

原子力規制委員会への要望

<原子力発電所の汚染水対策について>

【汚染水対策】

- 島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること。また、その内容を確し、具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射能汚染水として海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。
- また、他の原子力事業者に対しても、事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保させるとともに、原子炉等規制法に基づく新規制基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも担保するよう措置すること。

<周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について>

【原子力発電所の安全対策について】

- 福島第一原子力発電所事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する新規制基準に基づき、原子力発電所の安全性を客観的に確認し、厳格な審査を行うとともに、周辺地域に十分な説明を行い国民的理解を得ること。
- 地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した厳格な審査を行うこと。また、原子力発電所の耐震設計上考慮すべき活断層評価については、安全サイドに立った評価基準を策定するとともに、活断層を始め発電所の安全に影響を及ぼす周辺の断層を含め原子力規制委員会として改めて確認を行うこと。
- フィルタベントなどシビアアクシデント対策について、周辺地域への影響防止の観点からも厳格に審査すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 島根原子力発電所2号機に係る新規制基準の適合性確認審査結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民への分かりやすい説明を行うこと。
- 福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、その特性を考慮した安全対策が確保されるよう厳正な審査、運用等を行うこと。
- 中国電力株式会社に対し、県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うよう指導すること。
- 中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況を踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。

中国電力株式会社の島根原子力発電所2号機に関する新規制基準適合性確認申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、11月21日に、中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性確認申請の事前報告を受け、12月17日にこれに対する意見を提出したところです。

ついては、今回貴庁に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るといふ周辺地域の不安を勘案し適切に対処されるよう、別紙1のとおり強く要望します。

なお、鳥取県では、県議会、米子市及び境港市と協議を行い、事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市及び境港市の意見を聞いた上で提出することとしました。また、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙2のとおり汚染水対策を適切に実施することなど7項目の意見を付しています。

【原子力発電所の再稼働に当たって】

- 原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進捗よく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。
- 原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。
- 【国の費用負担について】
- 緊急時防護措置準備区域（UPZ）の原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施するため、当県において放射線監視等の中心となる原子力環境センター（EMC）等の整備を進めており、平成27年度までの3カ年で確実に整備できるよう、国において必要な財源を措置すること。また、当該年度の交付金執行にあたっては、原子力関係施設等が特殊なものであり、整備事務に時間を要することを考慮し、機器等の整備が可及的速やかに行えるよう早期の交付決定を行うなどの対応を行うこと。
- 併せて、UPZ内では県域にかかわらず切れ目のない防護措置を早期に準備する必要があることから、新たにUPZが設定された原発立地県に対しても同様に十分な財源措置をすること。
- 平成25年度補正予算の執行に当たっては、道府県における原子力防災資機材（ホールボディカウンター等）等の緊急整備ができるよう配慮すること。
- 原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費についても、国が負担すること。

＜原子力発電所における防災対策の強化について＞

【原子力防災体制の強化】

- 避難先への輸送手段の確保については、避難者数が多く、避難に必要な輸送手段等の全てを県で確保することは困難なため、国において、避難者の輸送手段（バス、鉄道、福祉用車両、ヘリコプター等）や運転者の確保など人的支援を速やかに確保する仕組みを構築すること。
- 拡散シミュレーションについては、地域防災計画策定のための参考データではなく、地域防災計画上の被害想定、更には円滑な住民避難のために必要となる地形の考慮や被ばく線量等をも考慮した防災ツールとして有効に活かせるものの開発を進めること。

【緊急時に備えた体制の整備】

- 避難の判断をモニタリングの実測に頼りすぎること、迅速な避難の妨げになるおそれがある。また、避難の方向についても、実測のみでは的確な判断を損ねるおそれがあり、島根原子力発電所に係るSPEEDI等による予測情報は不可欠なことから、SPEEDIの信頼性向上を図るとともに、気象予測情報の具体的な活用方法を明示すること。

【被ばく医療体制の整備】

- 国が責任をもって事故発生時の屋内退避等の防護措置との併用時の安定ヨウ素剤投与の手順や基準を具体的に示すこと。
- 安定ヨウ素剤を事故発生時に乳幼児に速やかに投与できるよう、乳幼児用シロップ剤の早期製品化を製薬メーカーに働きかけること。

【災害時要援護者の広域的な避難体制の整備】

- 特別な配慮が必要となる病院や福祉施設の入所者など要援護者の避難先は広範囲となり、避難のため特別な移動手段及び搬送に付き添い医療従事者等を確保する必要があることから、国が関与してその具体的な方針を示すとともに、体制整備をすること。
- 最終的な避難先に入所するまでの間、広域福祉避難所を設置することを想定するが、この運営に必要な人材（医療・介護従事者、手話通訳者等）、機材（ベッド・車いす等）、物資（食糧・介護用品等）が不足することが見込まれるので、国において速やかな派遣、調達の仕事の組み立てを構築すること。
- 広域福祉避難所から最終的な避難先となる社会福祉施設等への避難を確保するよう、国において、速やかな受入れ先確保の仕組みを構築すること。

写

20210915資庁第1号
令和3年9月15日

写

令和3年9月15日

鳥取県知事 平井 伸治 殿

経済産業大臣 梶山 弘志

資源エネルギー庁長官 保坂 伸

中国電力株式会社島根原子力発電所2号炉の再稼働へ向けた政府の
方針について

日頃から、エネルギー政策、原子力政策の推進に当たって、貴殿には、特段のご理解とご協力を賜り、心から感謝いたします。

原子力については、エネルギー基本計画において、安全性の確保を大前提に、エネルギー供給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源である位置付けるとともに、原子力規制委員会により世界で最も厳しい規制水準（以下「新規制基準」という。）に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進めることが政府の方針です。

島根原子力発電所2号炉については、令和3年9月15日、原子力規制委員会によって、新規制基準に適合すると認められ、原子炉設置変更許可が行われました。これにより、島根原子力発電所2号炉については、再稼働に求められる安全性が確保されることが確認されました。

したがって、国として、エネルギー基本計画に基づき、別紙のとおり、島根原子力発電所2号炉の再稼働を進めてまいります。

このような方針を踏まえ、今後、鳥取県をはじめ、関係自治体等の皆様に対し、新規制基準への適合審査の結果や、エネルギー政策・原子力政策の内容、原子力災害対策の内容等を丁寧に説明してまいります。

こうした国の対応について、ご理解とご協力を賜るようお願い申し上げます。

中国電力株式会社島根原子力発電所2号炉の再稼働へ向けた政府の
方針について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から10年超が経過し、これまでに10基の原子力発電所が、原子力規制委員会により新規制基準を満たすと認められ、再稼働しました。しかしながら、今なお、国民の皆様の中に再稼働に対する不安の声があることは承知しています。

一方、世界各国が参加するパリ協定が発効し、気候変動問題は人類共通の喫緊の課題として世界各国が取り組まねばならないものとして認識されています。こうした世界的な状況も踏まえ、我が国は昨年10月に「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言するとともに、本年4月には、2030年度の新たな温室効果ガス削減目標として、2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるとの新たな方針を示しました。この実現に向け、あらゆる選択肢を追求していく中で、安全確保を大前提とした上で、脱炭素電源である原子力発電の活用は、責任あるエネルギー政策を執行していくために不可欠なことと考えています。

エネルギー基本計画においては、原子力発電は重要なベースロード電源であり、安全性の確保を最優先に再稼働を進めていく方針としています。

その上で、原子力政策が直面している最大の課題は、原子力に対する社会的信頼の回復にあります。エネルギー・原子力政策に責任を有する経済産業大臣として、原子力に対する社会的信頼を回復できるよう、先頭に立って最善を尽くします。

このような認識の下、国として、下記の方針に従って、島根原子力発電所2号炉の再稼働を進めてまいります。

1. 原子力については、エネルギー基本計画において、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源であると位置付けるとともに、原子力規制委員会により世界で最も厳しい規制水準（以下「新規制基準」という。）に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進めることとしている。
2. 島根原子力発電所2号炉については、原子力利用における安全の確保を図ることを任務とする、独立した原子力規制委員会によって、新規制基準に適合すると認められ、原子炉設置変更許可が行われた。これにより、島根原子力発電所2号炉については、再稼働に求められる安全性が確保されることが確認された。
したがって、政府として、エネルギー基本計画に基づき、島根原子力発電所2号炉の再稼働を進めることとする。
3. このような政府の方針について、エネルギー基本計画等に基づき、政府として、立地自治体等の関係者の理解と協力を得るよう取り組むこととし、新規制基準への適合審査の結果や、エネルギー政策・原子力政策の内容、原子力災害対策の内容等を丁寧に説明していく。
4. また、避難計画を含む地域防災計画について、政府として、計画の更なる充実のための支援やその内容の確認を行うとともに、計画の改善強化に継続して取り組んでいく。
5. 実際の再稼働は、今後、原子力規制委員会によって、工事計画認可等所要の法令上の手続きが進められた上で行われる。さらに、再稼働後についても、政府は、関係法令に基づき、責任をもって対処する。

第 202100325587 号
防起第 3219 号 - 1
受発自第 4 1 - 1 号
令和 4 年 3 月 2 5 日

写

中国電力株式会社
代表取締役社長 清水 希茂 様

鳥取県知事 平井 伸 治

米子市長 伊 木 隆 司

境港市長 伊 達 憲太郎

人材育成、技術継承といった組織的・人的能力の向上に向け不断の充実・強化を責任をもって行うこと。

- 4 島根原子力発電所に対する武力攻撃に関する最新の知見を安全対策に反映するとともに、緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止すること。
- 5 水産資源等に影響を与えるような事態を回避するため、万全な汚染水対策を実施すること。
- 6 貴社と県民の信頼関係の礎となる「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定書」を重んじ、安全を第一義とし、社員の心身の健康管理を含め、今後も安全文化の醸成に取り組み、法令や協定を遵守し信頼回復に務め、必要な対策の実施状況について適切に情報提供を行うこと。
- 7 鳥取県、米子市及び境港市が行う原子力防災対策について、誠意をもって協力を行うこと。また、それぞれの責務を踏まえ、連携、協力内容及び財源措置を継続して実施することを担保する協定を締結すること。

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について（回答）

平成 2 5 年 1 1 月 2 1 日付電原総第 2 4 号で報告のあったこのことについては、安全を第一義として、下記の条件を前提として了解するものであり、貴社の誠意ある対応を強く求めます。

記

- 1 島根原子力発電所 2 号炉の安全対策については、新規制基準の適合をもって終わりはなく、ゼロリスクを追求し続けること。このため、常に最新の知見を反映（バックフィット）し、自主的にも安全性向上の取組を進め、最先端の対策をとること。また、万が一事故が発生した場合には、責任をもって完全かつ十分な賠償を行うこと。
- 2 引き続き実施される原子力規制委員会の工事計画認可等所要の法令上の手続きに真摯に対応するとともに、その状況を適宜鳥取県、米子市及び境港市に報告し、県民に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うこと。この際、本県等より意見を出した場合は誠意をもって対応すること。
- 3 長期にわたる停止後の再稼働となるものであり、格段の緊張感をもって安全を第一義として取り組むこと。また、必要な安全性を確保するため、組織、人員体制、教育訓練、

写

第 202100325589 号
防起第 3218 号 - 1
発 境 自 第 2 1 号
令 和 4 年 3 月 2 5 日

経済産業大臣 萩生田 光 一 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市長 伊 木 隆 司

境港市長 伊 達 憲 太 郎

中国電力株式会社鳥根原子力発電所 2 号炉の再稼働に向けた政府の方針について (回答)

令和 3 年 9 月 1 5 日 付 2 0 2 1 0 9 1 5 資 庁 第 1 号 で 理 解 要 請 の あ っ た こ の こ と に つ い て は、下 記 事 項 に つ い て 申 し 入 れ ま す。

また、中国電力から平成 2 5 年 1 1 月 2 1 日 付 電 原 総 第 2 4 号 で 報 告 の あ っ た 「原 子 炉 等 規 制 法 の 改 正 に 伴 い 新 た に 施 行 さ れ た 規 制 基 準 に 係 る 安 全 対 策」に つ い て は、了 解 す る 旨 回 答 し ま し た。

つ い て は、貴 職 に お か れ て は、下 記 事 項 に つ い て、関 係 省 庁 と 連 携 し、政 府 と し て 適 切 な 対 応 を 強 く 求 め ま す。

記

- 1 鳥根原子力発電所 2 号炉の安全確保については、今後行われる工事計画認可等所要の法令上の手続きについて、関係事業者等の安全管理体制も含め、厳格な審査等を行うこと。併せて、原子力発電所の安全性に関して新たな知見を得たときは、規制基準を速やかに見直すとともに、その内容について県民に分かりやすく説明し、厳格な審査を行うこと。
- 2 中国電力が行う鳥根原子力発電所 2 号炉の再稼働については、政府を挙げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、再稼働に係る安全の確保については政府が責任をもって対処すること。さらに、万が一事故が発生した場合には、全責

任をもって賠償すること。

- 3 中国電力が行う鳥根原子力発電所の汚染水対策を、適切に実施させること。
- 4 使用済燃料の最終処分については、確実に実施できるよう国が前面に立って責任をもって対処すること。
- 5 再生可能エネルギーの主力電源化を進め、再生可能エネルギーの導入を効果的に進めるなど、可能な限り原発依存度の低減に向けて対策を講じること。
- 6 鳥取県、米子市及び境港市における鳥根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、政府内で調整を図り、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。その際、UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災支援基地の早期整備をはじめ、原子力防災対策に必要な財源を確保し措置すること。
- 7 原子力防災体制の確立に当たり、避難計画の実効性を更に深化させるため、鳥根地域原子力防災協議会などを通じて、引き続き国が責任をもって取り組むこと。
- 8 今後再稼働を進めるに際しては、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にある以上、周辺自治体のこうした現実に対して見合うよう相応の財政的配慮を制度化し実行すること。
- 9 鳥根原子力発電所の事故時の避難では、鳥根県からの避難者も弓ヶ浜半島を通過する計画となっている。円滑な避難を行うためには、米子境港間の高規格道路が必要であり、早期に整備を行うこと。
- 10 原子力発電所に対する武力攻撃について、これへの対処、十分な安全対策、原子力防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行うこと。また、その内容については、県民に分かりやすく説明するとともに、外交等を通じて毅然として対処しその抑止を図り、併せて原子力発電所への武力攻撃に対して防御するため、自衛隊による対処も含め万全を期すこと。また、原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、原子力事業者に対し運転停止を迅速に命じることとし、特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転を停止できるよう事業者の指導を行うこと。さらに、原子力発電所に対する武力攻撃時の住民避難等について、国民保護法に基づく国民保護措置をはじめとした対策を万全に実施できるよう、政府で責任をもって体制構築と現場支援を行うこと。

資料編 資料 9

写

第 202400006244 号
防起第 1 2 号 - 1
発境防第 1 0 1 0 号
令和 6 年 4 月 4 日

中国電力株式会社
代表取締役社長 中川 賢剛 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

令和 6 年能登半島地震を踏まえた島根原子力発電所の安全対策について
(照会)

島根原子力発電所 2 号機については、令和 3 年 9 月 1 5 日に原子力規制委員会から原子炉設置変更許可が行われたところです。

この度の令和 6 年能登半島地震では、志賀原子力発電所で安全機能に影響を及ぼす可能性のある事象並びに避難に影響を及ぼすおそれのある道路及び放射線防護対策施設の被災が確認されました。

については、同地震を受けての下記事項に対する貴社の見解を求めます。

記

- 1 令和 6 年能登半島地震では半島北側の沿岸部の断層が 1 5 0 キロ程度にわたって動いたとみられ、志賀原子力発電所 2 号機において使用済燃料プールのスロッシングによる溢水、変圧器の油漏れ及び外部電源の一部喪失が確認された。島根原子力発電所 2 号機の安全確保対策はどうか。追加する対策が必要であればどうか。
- 2 志賀原子力発電所が同地震直後に行った情報発信では、主変圧器の火災報告及び水位報告が後に訂正されるということ並びに周辺モニタリングポストの欠測があった。島根原子力発電所ではどうか。改善が必要であればどうか。

3 新規基準に適合している島根原子力発電所 2 号機について、同地震を踏まえて安全性についてどう認識しているのか。継続的な安全性向上に向けてどのような取組を実施するのか。

4 同地震の教訓を踏まえ、大規模な自然災害と原子力災害の複合災害が起こり、孤立集落発生、家屋倒壊、道路損傷等により屋内退避や避難が困難となる住民が生じた場合について、貴社において屋内退避や避難の完全実施に向けてどのような対策を考えているのか。

第 202400006244 号
防起第 1 3 号 - 1
発境防第 1 0 1 3 号
令和 6 年 4 月 5 日

原子力規制委員長 山中 伸介 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

令和 6 年能登半島地震を受けた島根原子力発電所 2 号機の安全性
について（照会）

島根原子力発電所 2 号機は令和 3 年 9 月 1 5 日に原子炉設置変更許可、令和 5 年 8 月 3 0 日に設計及び工事の計画が認可されました。

令和 6 年能登半島地震では、志賀原子力発電所で安全機能に影響を及ぼす可能性のある事象並びに避難に影響を及ぼすおそれのある放射線防護対策施設等の被災が確認されました。

同地震を受け、貴委員会は同地震に関する知見の収集を進め、規制への取り入れの必要性の検討及び原子力災害時の効果的な屋内退避を議論する検討チームの設置を決めました。

については、同地震を受けての下記事項に対する貴委員会の見解を求めます。

記

- 1 令和 6 年能登半島地震では半島北側の沿岸部の断層が 1 5 0 キロ程度にわたって動いたとみられ、志賀原子力発電所 2 号機において使用済燃料プールのスロッシングによる溢水、変圧器の油漏れ及び外部電源の一部喪失が確認された。島根原子力発電所 2 号機において同様の事象が起きる可能性及び安全機能への影響並びに赤道断層と鳥取沖断層との連動性も含めて新規制基準の審査結果は引き続き妥当であるのか。改善が必要であるなら、どのような対策が求められるのか。

2 志賀原子力発電所が同地震直後に行った情報発信では、主変圧器の火災報告及び水位報告が後に訂正されるということ並びに周辺モニタリングポストの欠測があったが、事業者に対してどのような改善策を求めているのか。改善が必要であれば、島根原子力発電所についてはどうするのか。

3 屋内退避の運用についての検討は、当県、米子市及び境港市の地域防災計画・避難計画について修正を必要とする影響はあるのか。

第 202400006245 号
防起 第 1 3 号 - 1
発境防第 1 0 1 2 号
令和 6 年 4 月 5 日

内閣府特命担当大臣（原子力防災）
伊藤 信太郎 様

鳥取県知事 平井 伸 治

米子市長 伊 木 隆 司

境港市長 伊 達 憲太郎

令和 6 年能登半島地震を受けた「島根地域の緊急時対応」の確認について
(照会)

鳥取県、米子市及び境港市の地域防災計画・避難計画が含まれる「島根地域の緊急時対応」は、令和 3 年 9 月 7 日に原子力防災会議において原子力災害対策指針に照らし具体的かつ合理的となっており、ことが了承されていることから、当県等の避難計画は一定の実効性があると考えています。

一方、原子力規制委員会は令和 6 年能登半島地震を受け、原子力災害対策指針に基づき行われる屋内退避の運用について検討を行うとともに、この地震では放射線防護対策施設等の被災が確認されました。

については、同地震を受け、原子力防災会議で了承されている「島根地域の緊急時対応」について下記事項に対する貴府の見解を求めます。

記

- 令和 6 年能登半島地震では道路被災による長期間の孤立、家屋倒壊、放射線防護対策施設の被災等により、屋内退避や避難が困難となる可能性のある状況が発生したが、原子力防災会議で了承された「島根地域の緊急時対応」は同地震を踏まえ、複合災害時における屋内退避及び避難の実効性は十分に担保されていると考えるのか。当県の避難計画を改定する必要があるのか。

2 屋内退避や避難が困難となった場合における警察、消防、自衛隊等の実動組織による支援体制を含めた国の措置はどのように行われるのか。

3 避難計画の実効性を継続的に向上させるため、当県等が策定している地域防災計画・避難計画の更なる充実、強化に対して、どのような継続的支援を行うのか。

第 202400006245 号
防起 第 1 3 号 - 1
発境防 第 1 0 1 1 号
令和 6 年 4 月 5 日

経済産業大臣 齋藤 健 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

令和 6 年能登半島地震を受けた島根原子力発電所 2 号機の安全性について
(照会)

島根原子力発電所 2 号機については、貴省の説明を受けて令和 4 年 3 月 2 5 日に貴省に対して申し入れを行いました。

令和 6 年能登半島地震では、志賀原子力発電所で安全機能に影響を及ぼす可能性のある事象並びに避難に避難に影響を及ぼすおそれのある道路及び放射線防護対策施設等の被災が確認されました。

については、同地震を受けての下記事項に対する貴省の見解を求めます。なお、原子力規制委員会及び内閣府（原子力防災担当）にも同様の照会をしており、あわせてそれら照会内容についても貴省の見解を求めます。

記

- 1 島根原子力発電所 2 号機の再稼働の是非の判断に当たっては安全が第一義であると考えますが、この度の地震を踏まえても求められる安全性は引き続き確保されているのか。
- 2 令和 6 年能登半島地震を受け、中国電力株式会社に対し島根原子力発電所 2 号機の安全確保に向けてどのような対策を求めるとののか。
- 3 令和 6 年能登半島地震では半島北側の沿岸部の断層が 1 5 0 キロ程度にわたって

動いたとみられ、志賀原子力発電所 2 号機において使用済燃料プールのスロッシングによる溢水、変圧器の油漏れ及び外部電源の一部喪失が確認された。島根原子力発電所 2 号機において同様の事象が起きる可能性及び安全機能への影響並びに突道断層と鳥取沖断層との連動性も含めて新規制基準の審査結果は引き続き妥当であるのか。改善が必要であるなら、どのような対策が求められるのか。

- 4 志賀原子力発電所が同地震直後に行った情報発信では、主変圧器の火災報告及び水位報告が後に訂正されるということ並びに周辺モニタリングポストの欠測があったが、事業者に対してどのような改善策を求めていくのか。改善が必要であれば、島根原子力発電所についてはどうするのか。
- 5 屋内退避の運用についての検討は、当県、米子市及び境港市の地域防災計画・避難計画について修正を必要とする影響はあるのか。
- 6 令和 6 年能登半島地震では道路被災による長期間の孤立、家屋倒壊、放射線防護対策施設の被災等により、屋内退避や避難が困難となる可能性のある状況が発生したが、原子力防災会議で了承された「島根地域の緊急時対応」は同地震を踏まえても、複合災害時における屋内退避及び避難の実効性は十分に担保されていると考えるのか。当県の避難計画を改定する必要があるのか。
- 7 屋内退避や避難が困難となった場合における警察、消防、自衛隊等の実動組織による支援体制を含めた国を挙げた万全の措置はどのようなものか。
- 8 避難計画の実効性を継続的に向上させるため、当県等が策定している地域防災計画・避難計画の更なる充実、強化に対して、どのような継続的支援を行うのか。

第 202400171713 号
防起第 1 2 8 9 号-1
発境防第 1 5 3 7 号
令和 6 年 1 0 月 1 0 日

写

中国電力株式会社
代表取締役社長 中川 賢剛 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

島根原子力発電所 2 号機に係る安全対策について（通知）

島根原子力発電所 2 号機について、鳥取県、米子市及び境港市は、「島根原子力発電に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」第 6 条第 2 項に基づき回答した令和 4 年 3 月 2 5 日付第 2 0 2 1 0 0 3 2 5 5 8 7 号、防起第 3 2 1 9 号-1 及び受境自第 4 1 1-1 号に基づき、島根原子力発電所 2 号機の安全確保について下記のとおり意見を提出するの
で、安全を第一義として、責任ある対応を行うよう強く求めます。

なお、貴社におかれましては、島根原子力発電所 2 号機の稼働にあたり、令和 6 年能登半島地震等の教訓等の知見も踏まえて、万全の技術と識見を駆使することはもとより安全文化を實踐し不常に安全を追求し続けることが不可欠であることを深く自覚されますとともに、鳥取県、米子市及び境港市としても、地域住民の安全を確保するため引き続き監視及び確認を続けることとし、今後とも専門家の意見を踏まえ協定の趣旨に則り必要な意見を提出し所要の措置を求めていくので、その意見等に則り安全対策を遺漏なく完遂されますよう、併せて申し入れます。

記

- 1 宍道断層と鳥取沖西部断層との運動の可能性判断を含む地震・津波等の対策のあり方については、令和 6 年能登半島地震の知見をはじめ最新の科学的知見を取集し、見直す必要がある際には速やかに更なる安全対策を講じる等適切に対処すること。
- 2 島根原子力発電所 2 号機の運用は、長期間停止していた上、重要な施設・設備が増

設されていることから、安全を第一義とし、施設・設備の整備だけでなく、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力の面においても充実強化を行い、ヒューマンエラー防止対策も含め、協力会社と一体とした安全な運用体制を確立すること。

- 3 現在実施している使用前事業者検査等の所要の法令上の手続きを真摯に実施し、鳥取県、米子市及び境港市にその状況について報告すること。併せて、燃料装荷及び原子炉起動の際には当方の職員を立ち合わせするなど、周辺地域も含む監視の下慎重に運用すること。
- 4 原子力発電所に対する武力攻撃及びサイバー攻撃については、警察や海上保安庁等関係機関と緊密な連携を図り、ハード面・ソフト面の両面にわたり万全な対策を講じること。
- 5 重層的な汚染水流出を防止する対策を実施し水産資源等への影響を回避するとともに、風評被害も含め万全の対策を講じること。
- 6 地震による液状化や津波なども含め、複合災害時においても円滑な避難が実施できるよう、継続的な財源措置や福祉車両、輸送人員の提供など、避難の実効性が向上するよう所要の措置を講じること。併せて、屋内退避や段階的避難の手順や有効性等についても、住民への周知・説明を徹底すること。
- 7 島根原子力発電所 2 号機でブルサマー燃料装荷についての実施を検討する際には、安全協定の趣旨に則り鳥取県、米子市及び境港市に協議し、専門家を交えた議論や地域の意見を仰ぐなど、立地地域と同じように信義誠実を旨とした対応を行うこと。
- 8 稼働によって発生する使用済燃料の搬出等が適切に実施されるよう、国と連携をとりながら責任をもって対処すること。
- 9 安定ヨウ素剤の配布について、汚染が懸念されることとなった地域の住民に適切なタイミミングで届くよう、必要に応じてその支援を行うこと。
- 10 島根原子力発電所で火災が相次いでいるのは遺憾であり、徹底した原因究明と再発防止対策を求めるとともに、原子力安全文化の醸成に一層取り組むこと。

写

第 202400171714 号
防起第 1290号-1
発宛防第 1538号
令和 6年 10月 11日

原子力規制委員長 山中 伸介 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

島根原子力発電所 2号機の安全対策に係る要望について（通知）

島根原子力発電所 2号機に係る安全対策について、中国電力株式会社に対し別添写しのおり意見を申し入れました。

ついては、貴職におかれては、下記事項について適切な対応を強く求めます。

記

- 1 島根原子力発電所 2号機の安全確保については、現在行われている使用前事業者検査等にかかる所要の法令上の手続きについて、原子力規制検査等において厳格に確認を行い、その結果について県民に分かりやすく説明すること。併せて、令和 6年能登半島地震の知見など、原子力発電所の安全性に関して最新の技術的・科学的知見を得たときは、規制基準を速やかに見直す等厳格な審査を行い、その内容について県民に分かりやすく説明すること。
- 2 島根原子力発電所 2号機の運用は、長期間の停止や施設・設備が増設されており、政府を挙げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、安全の確保及び県民の理解については政府が責任をもって対処すること。また、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力面の充実強化及びヒューマンエラー予防対策などについて、厳格に確認していくこと。
- 3 島根原子力発電所では、たびたび火災等の事案が発生している。原因究明と再発防止対策を厳格に確認すること。また、劣化の兆候が見られた原子力安全文化の改善の取

組について、厳格に確認していくこと。

- 4 原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、原子力事業者に対し運転停止を迅速に命じることとし、特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転を停止できるよう事業者の指導監督を行うこと。また、サイバーセキュリティ対策の継続的な改善の確認と指導を行うこと。
- 5 中国電力が自主的に行うものも含め、島根原子力発電所の汚染水流出を防止する対策を確認するとともに、適切に実施させること。
- 6 中国電力がプルサーマルを実施するときは厳格な審査等を行うこと。また、周辺自治体の安全上の不安に応えるよう技術的な特徴や審査結果等について丁寧で分かりやすい説明を行うこと。
- 7 原子力災害対策指針で示されている安定ヨウ素剤の配布及び服用方法について、更なる検討を進めること。

第 202400171714 号
防起第 1291号 - 1
発 覧 防 第 1538号
令和 6 年 10 月 24 日

写

内閣府特命担当大臣（原子力防災）
浅尾 慶一郎 様

鳥取県知事 平井 伸 治

米子市長 伊 木 隆 司

境港市長 伊 達 憲太郎

島根原子力発電所 2 号機の安全対策に係る要望について（通知）

島根原子力発電所 2 号機に係る安全対策について、中国電力株式会社に対し別添写し
とおり意見を申し入れました。

については、貴職におかれては、下記事項について適切な対応を強く求めます。

記

- 1 鳥取県、米子市及び境港市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。その際、UPZ における原子力防災体制を一層強化するため、島根県の避難経路にもなる弓ヶ浜半島の液状化が起こりやすいなどの地域特性を踏まえ、避難経路の改良も含め、原子力防災対策に必要な財源を確保し措置するとともに、避難の円滑化に繋がる米子境港間の高規格道路の早期整備を行うこと。
- 2 令和 6 年能登半島地震では多数の道路寸断、孤立地区の発生及び放射線防護対策施設の被災等が生じたことを踏まえ、放射線防護対策施設の新たな設置など、引き続き国が責任をもって、避難計画の実効性の一層の強化のための支援を行うこと。併せて、警察、消防、自衛隊等の実動組織による万全の措置を講ずること。
- 3 安全を第一義として、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみな

らず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にある以上、周辺自治体のこうした現実に対して見合うよう相応の財政的配慮を制度化し実行すること。

- 4 安定ヨウ素剤は、汚染が懸念されることとなった地域の住民に適切なタイミングで届くよう、必要に応じてその支援を行うこと。
- 5 屋内退避については、住民の理解が得られるよう、万が一の原発事故時の放射性物質の放出の特徴と避難の時間的關係及び屋内退避の効果について、時間軸に沿い分かりやすく科学的な説明を行うなど、啓発に努めること。

第 202400171714 号
防起第 1 2 9 2 号-1
発境防第 1 5 3 8 号
令和 6 年 1 0 月 2 5 日

経済産業大臣 武藤 容治 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

島根原子力発電所 2 号機の安全対策に係る要望について（通知）

島根原子力発電所 2 号機に係る安全対策について、中国電力株式会社に対し別添写し
のとおり意見を申し入れました。
については、貴職におかれては、下記事項について適切な対応を強く求めます。

記

- 1 島根原子力発電所 2 号機の再稼働については、政府を挙げて安全が必ず確保されるよ
う厳しく指導監督を行い、再稼働に係る安全の確保及び県民の理解については政府が責
任をもって対処すること。さらに、万が一事故が発生した場合には、全責任をもって賠
償すること。
- 2 組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力面の充実
強化を行い、ヒューマンエラー防止対策も含め、安全な運転体制を構築するよう、事業
者を指導すること。
- 3 原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合で、特に緊急を
要する場合は、原子力事業者が直ちに運転を停止できるよう事業者の指導監督を行うこ
と。また、サイバー攻撃については、関係機関と緊密な連携を図り、ハード面・ソフト
面の両面にわたる万全な対策を講じるよう指導すること。
- 4 鳥取県、米子市及び境港市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避

難対策等について、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。その際、UPZに
おける原子力防災体制を一層強化するため、島根県の避難経路にもなる弓ヶ浜半島の液
状化が起りやすいなどの地域特性を踏まえ、避難経路の改良も含め、原子力防災対策
に必要な財源を確保し措置するとともに、避難の円滑化に繋がる米子境港間の高規格道
路の早期整備を行うこと。

- 5 安全を第一義として、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意
を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみなら
ず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にある以上、
周辺自治体のこうした現実に対して見合うよう交付金など相応の財政的配慮を制度化
し実行すること。
- 6 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金について、原子力発電所の稼働に
伴う周辺地域住民への生活、経済及び社会等に及ぼす影響に鑑み、地域の実情に十分配
慮した交付額・期間とすること。
- 7 重層的な汚染水流出を防止する対策を実施し、水産資源等への影響を回避するよう、
事業者を指導すること。また、風評被害も含め万全の対策を講じるよう政府を挙げて対
応すること。
- 8 稼働によって発生する使用済燃料の搬出等が適切に実施できるよう事業者を指導する
とともに、国が前面に立って責任をもって対処すること。
- 9 再生可能エネルギーの主力電源化を進め、再生可能エネルギーの導入を効果的に進め
るなど、可能な限り原発依存度の低減に向けて対策を講ずること。
- 10 中国電力が島根原子力発電所 2 号機でブルサール燃料装荷についての実施を検討す
る際には、本県等に協議し、その専門家を交えた議論や意見を仰ぐなど、立地地域と同
様の対応を行うよう、事業者を指導すること。またその際は、政府は周辺自治体の安全
上の不安に応えるようブルサールについて丁寧で分かりやすい説明を行うこと。
- 11 島根原子力発電所ではたびたび火災等の事案が発生している。事業者に徹底した原因
究明と再発防止対策を求めること。また、劣化の兆候が見られた原子力安全文化の改善
に一層取り組みよう、事業者を指導すること。

資料編 資料 17

新規制基準適合性審査会合の開催状況

原子力規制委員会による審査は、計 184 回の審査会合に加え、計 6 回の現地調査（平成 26 年 12 月 19 日、平成 27 年 2 月 5 日・6 日、10 月 29 日・30 日、平成 29 年 8 月 28 日、平成 30 年 11 月 15 日・16 日、令和元年 9 月 20 日）によって行われました。

開催日	審査会合	内容
平成 26 年 1 月 16 日	第 68 回	島根原子力発電所 2 号機に係る申請の概要
2 月 28 日	第 73 回	島根原子力発電所 2 号機の内容に係る主要な論点
3 月 20 日	第 83 回	敷地周辺陸域の活断層評価
4 月 3 日	第 95 回	敷地周辺陸域の活断層評価
5 月 4 日	第 103 回	敷地周辺陸域の活断層評価 [コメント回答]
6 月 16 日	第 106 回	地下構造評価
7 月 5 日	第 109 回	敷地周辺陸域及び海域の活断層評価 [コメント回答]
8 月 27 日	第 121 回	震源を特定せず算定する地震動
9 月 22 日	第 125 回	確率的リスク評価 (内部事象)
10 月 5 日	第 129 回	静的機器の車一故障に係る設計
11 月 8 日	第 133 回	格納容器フィルタメント系
12 月 9 日	第 135 回	地下構造評価 [コメント回答]
13 月 11 日	第 137 回	格納容器フィルタメント系
14 月 30 日	第 142 回	確率的リスク評価 (外部事象)
15 月 10 日	第 144 回	事故シナリオ等の選定
16 月 14 日	第 147 回	重大事故等対策の有効性評価
17 月 16 日	第 148 回	重大事故等対策の有効性評価
18 月 23 日	第 151 回	外部火災の影響評価
19 月 30 日	第 154 回	内部溢水の影響評価
20 月 6 日	第 155 回	外部火災の影響評価
21 月 13 日	第 159 回	可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート
22 月 20 日	第 163 回	重大事故等対策の有効性評価
23 月 21 日	第 164 回	地下構造評価 [コメント回答]
24 月 4 日	第 168 回	火災防護
25 月 9 日	第 171 回	重大事故等対策の有効性評価
26 月 15 日	第 182 回	重大事故等対策の有効性評価
27 月 16 日	第 183 回	敷地周辺陸域の活断層評価 [コメント回答]
28 月 27 日	第 187 回	重大事故等対策の有効性評価
29 月 3 日	第 190 回	竜巻影響評価
30 月 10 日	第 193 回	緊急時対策所
31 月 19 日	第 197 回	認識作防止、安全避難通路、安全保護回路
32 月 24 日	第 199 回	原子炉冷却材圧力バウンダリ
33 月 26 日	第 200 回	格納容器フィルタメント系
34 月 3 日	第 202 回	原子炉格納容器の限界温度・圧力に関する評価
35 月 5 日	第 203 回	静的機器の車一故障に係る設計 [指図書事項回答]
36 月 6 日	第 204 回	地下構造評価 [コメント回答]
37 月 17 日	第 207 回	重大事故等対策の有効性評価
38 月 19 日	第 209 回	外部火災の影響評価 [指図書事項回答]
39 月 24 日	第 211 回	通信連絡設備
40 月 31 日	第 213 回	竜巻影響評価 [指図書事項回答]
41 月 2 日	第 214 回	監視設備及び監視測定設備
42 月 7 日	第 216 回	フィルタメント系
43 月 9 日	第 217 回	竜巻影響評価
44 月 21 日	第 220 回	共用に関する設計上の考慮

45	4 月 24 日	第 223 回	敷地の地質・地質構造
46	5 月 12 日	第 224 回	重大事故等対策の有効性評価 (その 1)
47	5 月 15 日	第 226 回	敷地周辺海域の活断層評価 [コメント回答]
48	5 月 21 日	第 227 回	内部溢水の影響評価 [指図書事項回答]
49	5 月 28 日	第 231 回	格納容器フィルタメント系 [指図書事項回答] (その 1)
50	6 月 2 日	第 233 回	認識作防止、安全避難通路、安全保護回路 [指図書事項回答]
51	6 月 9 日	第 236 回	重大事故等対策の有効性評価 (その 2)
52	6 月 11 日	第 237 回	原子炉制御室
53	6 月 12 日	第 238 回	火山影響評価
54	6 月 19 日	第 241 回	敷地周辺陸域の活断層評価
55	6 月 23 日	第 242 回	重大事故等対策の有効性評価に係るシビアアクシデント解析コード
56	6 月 30 日	第 244 回	確率的リスク評価 [指図書事項回答] (その 1)
57	7 月 2 日	第 245 回	確率的リスク評価 [指図書事項回答] (その 2)
58	7 月 9 日	第 247 回	外部事象の考慮
59	7 月 14 日	第 249 回	事故シナリオ選定 [指図書事項回答] (その 1)
60	7 月 16 日	第 250 回	事故シナリオ選定 [指図書事項回答] (その 2)
61	7 月 21 日	第 251 回	格納容器フィルタメント系 [指図書事項回答] (その 2)
62	7 月 28 日	第 254 回	内部火災の防護 [指図書事項回答] (その 1)
63	7 月 31 日	第 257 回	敷地周辺陸域及び海域の活断層評価 [コメント回答]
64	8 月 4 日	第 258 回	水素爆発防止対策
65	8 月 6 日	第 259 回	内部火災の防護 [指図書事項回答] (その 2)
66	9 月 9 日	第 271 回	敷地周辺陸域の活断層評価 [コメント回答]
67	10 月 15 日	第 283 回	重大事故等対策の有効性評価に係るシビアアクシデント解析コード [指図書事項回答]
68	11 月 20 日	第 297 回	日本海における大規模地震に関する調査検討報告書 [指図書事項回答]
69	12 月 16 日	第 309 回	敷地周辺陸域の活断層評価 [コメント回答]
70	平成 28 年 1 月 15 日	第 318 回	敷地の地質・地質構造について [コメント回答]
71	1 月 29 日	第 324 回	島根原子力発電所 敷地周辺陸域の活断層評価 [コメント回答]
72	3 月 31 日	第 345 回	今後の BWR プラントの審査の進め方
73	4 月 21 日	第 353 回	BWR 審査における論点及び今後の審査の進め方
74	4 月 28 日	第 358 回	火山影響評価 [コメント回答]
75	5 月 13 日	第 360 回	震源を特定して算定する地震動
76	5 月 26 日	第 363 回	地震による損傷の防止について
77	7 月 12 日	第 379 回	施設の耐震重要度分類の変更
78	8 月 25 日	第 393 回	重大事故等対策の有効性評価 [コメント回答]
79	9 月 15 日	第 400 回	重大事故等対策の有効性評価 [コメント回答]
80	11 月 11 日	第 414 回	震源を特定して算定する地震動
81	11 月 17 日	第 415 回	耐震設計の論点
82	12 月 16 日	第 423 回	基準津波の算定
83	平成 29 年 2 月 17 日	第 414 回	敷地ごとに震源を特定して算定する地震動
84	6 月 9 日	第 474 回	敷地周辺陸域の活断層評価 [コメント回答]
85	7 月 28 日	第 491 回	敷地周辺陸域の活断層評価 [コメント回答]
86	9 月 29 日	第 515 回	敷地周辺陸域の活断層評価 [コメント回答]
87	10 月 27 日	第 524 回	敷地ごとに震源を特定して算定する地震動 [コメント回答]
88	12 月 1 日	第 530 回	敷地ごとに震源を特定して算定する地震動 [コメント回答]
89	平成 30 年 2 月 2 日	第 544 回	基準地震動の算定について
90	2 月 16 日	第 549 回	基準地震動の算定について [コメント回答]
91	4 月 6 日	第 563 回	基準津波の算定 [コメント回答]
92	4 月 27 日	第 566 回	基準地震動の年超過確率の参照について
93	5 月 25 日	第 575 回	基準津波の算定 [コメント回答]
94	6 月 1 日	第 579 回	基準地震動の年超過確率の参照について
95	7 月 20 日	第 605 回	基準津波の算定 [コメント回答]
96	9 月 28 日	第 632 回	基準津波の算定 [コメント回答]
97	12 月 14 日	第 662 回	基準津波に伴う砂移動評価
98	12 月 18 日	第 663 回	設置変更許可申請に係る補足説明 まとめ資料における追補について
99	平成 31 年	第 671 回	基準津波の年超過確率の参照について [コメント回答]

100	1月18日	第675回	不法な侵入防止、原子炉格納材圧力バウンダリ、誤操作の防止、避難通路等、全交 流動力電源喪失対策設備、安全保電回路
101	2月5日	第686回	耐津波設計
102	2月26日	第693回	原子炉炉心燃料棒の崩壊防止、放射線遮蔽物の強化対策、保安電源設備の整備 エアロソール粒子の捕集効果 (DFE)
103	4月4日	第699回	内部炉心炉心監視設備の整備、安全施設の機能確保
104	4月9日	第701回	耐震設計の基本方針、PRA (内部事象、地震、津波)の再評価
105	4月9日	第715回	内部炉心炉心監視設備、電巻影響評価、事故シナリオのまとめ方
106	5月21日	第720回	耐津波設計 (防波堤損傷時の運用方針、入力津波の設定)
107	5月30日	第729回	内部炉心炉心監視設備、燃料プール、安全施設、放射性固体廃棄物の固化材変更
108	6月11日	第724回	炉心損傷防止対策の有効性評価
109	6月18日	第730回	耐震設計 (弾性設計用地震動、地下水位、液化化影響)
110	6月27日	第736回	耐津波設計 (津波荷重の設定) 電巻影響評価、外部事象の影響、誤操作の防止、全 交流電源喪失対策設備
111	6月28日	第737回	基礎津波の算定 (1号放水連絡通路防波扉における評価)
112	7月2日	第739回	外部事象の影響 (地すべりと土石流) 耐津波設計 (地山の健全性)
113	7月9日	第742回	炉心損傷防止対策の有効性評価
114	7月25日	第748回	内部炉心炉心監視設備、安全施設、強化材変更、炉心損傷防止対策の有効性評価
115	8月1日	第754回	耐震設計 (建物の地震応答解析モデル、入力地震動の評価)
116	8月22日	第759回	外部炉心炉心監視設備、火災による損傷防止 (内部火災)
117	8月27日	第759回	耐震設計 (SA 設備への地震による荷重と運転時荷重の組み合わせ、地震時の被覆 管の閉じ込め機能の維持)
118	8月30日	第762回	基礎地盤及び周辺斜面の安定性
119	9月5日	第766回	耐震設計 (弾性設計用地震動、水平2方向及び鉛直方向地震力の適切な組み合わせ)
120	9月12日	第770回	電巻影響評価、外部事象の影響
121	9月13日	第771回	基礎津波の算定 (1号放水連絡通路防波扉における評価)
122	10月1日	第780回	内部火災及び外部火災
123	10月8日	第781回	重大事故対策 (燃料プールでの燃料損傷防止対策)、耐震設計 (耐震設計手法の最 新化)
124	10月24日	第786回	耐震設計 (建物基礎への新たな設計手法の適用等)
125	10月29日	第789回	内部溢水
126	10月31日	第790回	耐津波設計
127	11月12日	第796回	耐震設計 (制震装置 (ダンパー) の追加) 重大事故対策 (運転停止中の燃料損傷防止 対策)
128	11月14日	第797回	耐震設計 (建物屋根への新たな設計手法の適用、設計手法等の精緻化)
129	11月22日	第802回	斜面の安定性
130	11月28日	第803回	炉心損傷防止対策の有効性評価
131	12月5日	第806回	有毒ガス防護
132	12月10日	第809回	耐震設計、格納容器破損防止対策の有効性
133	12月17日	第814回	地震による損傷の防止
134	12月24日	第819回	審査関係スケジューリング、可搬型重大事故等対処設備保管場所等
135	令和2年 1月21日	第823回	耐震設計
136	1月23日	第825回	格納容器破損防止対策の有効性評価
137	1月24日	第827回	火山影響評価
138	1月28日	第828回	耐津波設計
139	2月4日	第830回	有毒ガス防護
140	2月6日	第832回	格納容器破損防止対策の有効性評価、水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止す るための設備、監視測定設備
141	2月13日	第834回	耐震設計
142	2月20日	第838回	炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策の有効性評価
143	2月25日	第839回	津波による損傷の防止
144	2月28日	第841回	斜面の安定性
145	3月3日	第842回	耐震設計
146	3月5日	第843回	緊急時対策所、通信連絡設備
147	3月10日	第845回	耐震設計
148	3月17日	第850回	耐震設計
149	3月19日	第852回	原子炉制御室、被ばく線量の評価等

150	3月24日	第853回	耐津波設計
151	3月26日	第854回	火災による損傷の防止
152	4月28日	第858回	耐震設計、重大事故等対策の有効性評価
153	5月14日	第860回	火山影響評価
154	5月18日	第861回	可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート
155	5月26日	第863回	重大事故等対策の有効性評価
156	6月9日	第866回	重大事故等対策の有効性評価
157	6月16日	第867回	火災による損傷の防止、外部事象の考慮・外部火災影響評価、燃料体系等の取扱施設 ・貯蔵施設、安全施設、電巻影響評価等
158	6月19日	第868回	原子炉建物等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価
159	6月25日	第869回	耐津波設計、耐震設計
160	6月30日	第870回	耐震設計、耐津波設計、原子炉制御室等、緊急時対策所、監視測定設備、重大事故 等対策の有効性評価、格納容器フィルターベント系、残留熱代替除去系、水素爆発に よる原子炉建屋等の損傷を防止するための設備
161	7月7日	第872回	耐津波設計、耐震設計
162	7月14日	第879回	耐津波設計、耐震設計
163	7月21日	第879回	耐津波設計、耐震設計
164	8月20日	第888回	耐津波設計
165	8月27日	第891回	溢水による損傷の防止等、安全施設、外部事象の考慮、電巻影響評価
166	8月28日	第892回	大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対 応、重大事故対処設備 (非公開)
167	9月3日	第894回	耐震設計
168	9月18日	第900回	火山影響評価
169	10月8日	第905回	大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対 応、重大事故等対処設備 (非公開)
170	10月15日	第909回	耐津波設計に関する指摘事項の回答
171	10月16日	第910回	基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価 (コメント回答)
172	10月22日	第912回	電巻影響評価に関する指摘事項への回答、原子炉制御室等に関する指摘事項への回 答、監視測定設備に関する指摘事項の回答
173	11月27日	第924回	火山影響評価に関する指摘事項の回答
174	12月1日	第925回	可搬型重大事故等対処設備保管場所等に関する指摘事項への回答、耐津波設計に関 する指摘事項の回答
175	12月15日	第930回	火山影響評価、技術的能力、品質管理に必要な体制の整備
176	令和3年 1月19日	第936回	火山影響評価、可搬型設備の保管場所とアクセスルート (斜面以外)
177	1月28日	第939回	耐津波設計
178	1月29日	第940回	基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価
179	2月18日	第948回	可搬型設備の保管場所とアクセスルート、津波による損傷の防止
180	3月9日	第954回	1号機液体廃棄物処理系の共用取止めによる影響、外部からの衝撃による損傷の防 止、電源設備、計装設備及び原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備
181	3月12日	第955回	耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価
182	3月26日	第960回	審査会合での検討・議論を踏まえた地震・津波等の評価
183	4月30日	第972回	審査会合 (第960回審査会合) における地震・津波等の評価に関する指摘事項につ いて説明
184	6月3日	第980回	水素の挙動 (原子炉ウエル排気ラインの影響及び対策)

島原本広第90号
平成28年4月28日

写

鳥取県知事
平井伸治様

中国電力株式会社
取締役社長
清水希茂

島根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年7月8日に施行された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴う新たな規制基準においては、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の設置が求められていることから、このたび、島根原子力発電所2号機におけるこれらの設備を設置することといたしました。

つきましては、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」第6条の規定に基づき、原子炉設置変更許可申請書を添えてご報告いたします。

当社といたしましたし、島根原子力発電所の安全性を不断に追求し続けることともに、地域の皆さまのご理解を得られるよう努めてまいりますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

敬 具

<添付書類>

島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）

第201600047799号
防起第622号-1
発受境自第34号
平成28年6月17日

写

中国電力株式会社
取締役社長
清水希茂様

鳥取県知事
平井伸治

米子市長
野坂康夫

境港市長
中村勝治

島根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について（回答）

平成28年4月28日付島原本広第90号、同第91号及び同第92号で報告のあったこのことについては、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第6条に基づき、下記のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

特定重大事故等対処施設等の設置については、平成25年12月の2号機に係る事前報告時の回答に則り、引き続き適切に対応すること。

なお、基準地震動の策定にあたっては、最新の知見を反映させた適切な対応を行うこと。

第 201600047799 号
防起第 6 2 2 号 - 1
発受 境自 第 5 4 号
平成 2 8 年 6 月 1 7 日

写

原子力規制委員長 田 中 俊 一 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市長 野 坂 康 夫

境港市長 中 村 勝 治

中国電力株式会社の島根原子力発電所 2 号機の原子炉設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源（3 系統目）の設置）の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成 2 8 年 4 月 2 8 日に、中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力が締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づく標記の事前報告を受け、6 月 1 7 日にこれに対する意見を提出したところです。また、この 2 号機の新規制基準適合性確認申請においては、平成 2 5 年 1 2 月 1 9 日付第 2 0 1 3 0 0 1 4 8 7 4 5 号により、貴委員会に要望を行ってきたところですが、今回は、今回、貴委員会に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るという周辺地域の不安を勘案し、適切に対処されるよう、中国電力株式会社の今回の申請に対しても、新規制基準への適合性審査にあたっては、基準地震動に最新の知見を反映させるなど引き続き適切に対応するように強く要望しています。また、中国電力株式会社に対応を求めるとして、別紙のとおり意見を付しています。

なお、鳥取県、米子市及び境港市は、事前報告に関しては、今回最終的な意見を留保し、事前報告の可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上で提出することとします。

第 201600047800 号
防起第 6 2 2 号 - 1
発受 境自 第 5 6 号
平成 2 8 年 6 月 1 7 日

写

内閣府特命担当大臣（原子力防災） 丸 川 珠 代 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市長 野 坂 康 夫

境港市長 中 村 勝 治

中国電力株式会社の島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画認可申請及び同 2 号機の原子炉設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源（3 系統目）の設置）の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成 2 8 年 4 月 2 8 日に、中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力が締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づく標記の事前報告を受け、6 月 1 7 日にこれに対する意見を提出したところですが、今回は、今回、貴府に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るという周辺地域の不安を勘案し、引き続き適切に対処されるよう、別紙のとおり強く要望します。また、中国電力株式会社に対応を求めるとして、別紙のとおり意見を付しています。

なお、鳥取県、米子市及び境港市は、事前報告に関しては、今回最終的な意見を留保し、事前報告の可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上で提出することとします。

※島根原子力発電所 2 号機の新規制基準適合性申請時に対する原子力防災関係の要望については、平成 2 5 年 1 2 月、当時原子力防災業務を所管していた原子力規制委員会に対して行っています。

第 201600047799 号
防起第 6 2 2 号 - 1
発受 境 自 第 5 5 号
平成 2 8 年 6 月 1 7 日

写

経済産業大臣 林 幹 雄 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市長 野 坂 康 夫

境港市長 中 村 勝 治

中国電力株式会社の島根原子力発電所 2 号機の原子炉設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源（3 系統目）の設置）の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成 2 8 年 4 月 2 8 日に、中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力が締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づく標記の事前報告を受け、6 月 1 7 日にこれに対する意見を提出したところです。また、この 2 号機の新規制基準適合性確認申請においては、平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日付第 2 0 1 3 0 0 1 4 8 7 4 6 号により、貴省に要望を行ってきたところです。

については、今回、貴省に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響及び得るといふ周辺地域の不安を勘案し、適切に対処されるよう、中国電力株式会社今回の申請に対しても、引き続き適切に対応するよう強く要望します。また、中国電力株式会社に対応を求めるとして、別紙のとおり意見を付しています。

なお、鳥取県、米子市及び境港市は、事前報告に関しては、今回最終的な意見を留保し、事前報告の可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上で提出することとします。

第 202400233956 号
防起第 1798 号-1
発境防第 1767 号
令和 6 年 12 月 19 日

写

中国電力株式会社
代表取締役社長 中川 賢剛 様

鳥取県知事 平井 伸 治

米子市長 伊 木 隆 司

境港市長 伊 達 憲 太郎

島根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について (回答)

島根原子力発電所 2 号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備 (3 系統目) (以下「特重施設等」という。) について、平成 28 年 4 月 28 日付島原本広第 90 号、同第 91 号及び同第 92 号で報告のあったことについては、下記のとおり意見を提出するので、安全を第一義として、責任ある対応を行うよう強く求めます。

なお、鳥取県、米子市及び境港市 (以下「鳥取県等」という。) として、地域住民の安全を確保するため厳正に監視及び確認を続けることとし、万が一の時は緊急停止を求めるとも許さず、今後とも専門家の意見を踏まえ安全協定の趣旨に則り必要な意見を提出し所要の措置を求めていくこととします。貴社におかれれば、島根原子力発電所 2 号機について、万全の技術と識見を駆使することはもとより安全文化を実践し不測に安全を追求することが不可欠であることを深く自覚し、鳥取県等の意見等に則り、十全の安全対策を遺漏なく完遂されますよう要求します。

記

- 1 原子力規制委員会が今後行う設計及び工事計画認可、保安規定、原子力規制検査等のできるまでの法令上の一連の手続きに真摯に対応し、その状況について、鳥取県等に対して分りやすく迅速かつ丁寧に説明するとともに、地域住民に対して説明責任を十分に果たし理解を得ること。
- 2 特重施設等の設置については、安全対策をさらに向上させる観点から、5 年間の経過

措置期間にかかわらず速やかな設置を求める。その間、重大事故等対処設備で代替する場合に備えての手順の整備、運用能力の向上及び教育訓練の実施に努め、信頼性の向上を図ること。

- 3 特重施設等の設置工事に際しては、安全を第一義として、事故防止に努めること。また特重施設等に関する情報については、対策の実効性を確保するため厳重に管理を行うこと。
- 4 特重施設等の設置については、引き続き必要に応じ安全確保上の意見を述べることとする。また、地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要がある場合は、安全協定に基づき立入調査及び措置要求を行うので、円滑な行使を保証すること。
- 5 住民の安全確保を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承など組織・人材面で充実強化を図り、ヒューマンエラー防止対策 (新規制基準で新たに追加された設備の仕様や操作方法の習熟を含む。) も含め、協力会社と一体とした安全な運用体制の確立と協力会社も含めた社員自身の健康管理、原子力安全文化の醸成に一層取り組みとともに、最新の知見を安全上の対策に反映していくこと。
- 6 テロ攻撃については、警察、海上保安庁、自衛隊等の関係機関と緊密な連携を図り、ハード・ソフト両面にわたり万全な対策を講ずること。テロ攻撃の兆候が察知された場合などにあつては、国の原子炉運転停止命令に従うとともに、緊急を要する場合には、国からの命令を待たず自らの判断で直ちに原子炉の運転を停止すること。
- 7 島根原子力発電所の運用等に伴う原子力安全対策関連事業等について、米子市及び境港市の人的資源及び企業の活用を図ること。
- 8 鳥取県等が行う原子力防災対策は相当な規模で長期にわたるものであり、誠意をもってこれに協力するとともに、周辺地域においても特別な財政需要を継続的に生じている実情があることから、立地自治体と同様の財源負担を鳥取県等に行うこと。

第 202400233957 号
防起第 1800号-1
発境防第 1768号
令和 6年 12月 25日

写

原子力規制委員長 山中 伸介 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

島根原子力発電所 2号機特定重大事故等対処施設等の安全対策に係る要望
について（通知）

島根原子力発電所 2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）（以下「特重施設等」という。）の安全対策について、中国電力株式会社に対し別添写のとおりの意見を申し入れました。

については、貴職におかれては、下記事項について適切な対応を強く求めます。

記

- 1 特重施設等については、設計及び工事計画認可、保安規定、使用前事業者検査等所要の法令上の手続きについて厳格に審査等を行い、その結果について県民に分かりやすく説明すること。
- 2 特重施設等について、経過措置期間内の設置を遵守するよう原子力事業者を指導すること。また、設置の経過措置期間においては、重大事故等対処設備が機能発揮できるように手順の整備、運用能力の向上及び教育訓練について厳格に確認及び指導を行うこと。
- 3 特重施設等の設置工事に係る安全を第一義とした事故防止及び特重施設等に関する情報の厳重な管理について原子力規制検査等で確認すること。
- 4 住民の安全確保を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、組織・人材面で充実強化を図り、ヒューマンエラー防止対策（新規制基準で新たに追加された設

備の仕様や操作方法の習熟を含む。)も含め、協力会社と一体とした安全な運用体制の確立と協力会社も含めた社員の心身の健康管理、原子力安全文化の醸成に一層取り組むこと、また、最新の知見を安全上の対策に反映していることを原子力規制検査等で確認すること。

5 原子力発電所のテロ対策について、国を挙げて連携協力すること。テロ攻撃等の兆候が察知された場合には、原子力事業者に原子炉運転停止命令を命ずるなど、迅速に対応すること。また、緊急を要する場合には、原子力事業者が国からの命令を待たず直ちに原子炉の運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。

6 立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にあり、原子力防災対策を相当な規模で長期にわたり実施する必要がある、周辺地域においても特別な財政需要を継続的に生じている実情があることから、周辺自治体においても立地自治体と同様、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。

写

第 202400233957 号
防起第1799号-1
発境防第1768号
令和6年12月25日

内閣府特命担当大臣（原子力防災）
浅尾 慶一郎 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

鳥根原子力発電所2号機特定重大事故等対処施設等の安全対策に係る要望
について（通知）

鳥根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の安全対策について、中国電力株式会社に対し別添写しのとおり意見を申し入れました。については、貴職におかれは、下記事項について適切な対応を強く求めます。

記

- 1 鳥取県、米子市及び境港市において長期にわたって必要となる原子力防災対策に係る費用について、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。
- 2 U P Zにおける原子力防災体制を一層強化するため、鳥根県の避難経路にもなる弓ヶ浜半島の液状化が起りやすいなどの地域特性を踏まえ、鳥取県内を實際上移動することとなる場合も含めた避難経路の改良も含め、原子力防災対策に必要な財源を国の責任において確保し措置するとともに、避難の円滑化に繋がる米子境港間の高規格道路の早期整備を行うこと。
- 3 安全を第一義として、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にあり、原子力防災対策を相応な規模で長期にわたり実施する必要があることから、周辺自治体においても特別な財政需要を継続的に生じている実情があることから、周辺自治体が行う住民の安全と安心の理解を得るため、立地自治体と同様現実に対して見合う相応の財政的配慮を制度化し実行すること。

写

第 202400233957 号
防起第1801号-1
発境防第1768号
令和6年12月25日

経済産業大臣 武藤 容治 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

島根原子力発電所2号機特定重大事故等対処施設等の安全対策に係る要望
について（通知）

島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）（以下「特重施設等」という。）の安全対策について、中国電力株式会社に対し別添写のとおり意見を申し入れました。

については、貴職におかれては、下記事項について適切な対応を強く求めます。

記

- 1 特重施設等を速やかに設置するように原子力事業者を指導すること。また、設置の経過措置期間においては、重大事故等対処設備が機能発揮できるように手順の整備、運用能力の向上及び教育訓練について厳格に確認及び指導を行うこと。
- 2 原子力発電所のテロ対策について、国を挙げて連携協力すること。テロ攻撃等の兆候が察知された場合は、原子力事業者に原子炉運転停止命令を命ずるなど、迅速に対応すること。また、緊急を要する場合には、原子力事業者が国からの命令を待たず直ちに原子炉の運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。
- 3 鳥取県、米子市及び境港市において長期にわたって必要となる原子力防災対策に係る費用について、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。

- 4 U P Zにおける原子力防災体制を一層強化するため、島根県の避難経路にもなる弓ヶ浜半島の液状化が起こりやすいなどの地域特性を踏まえ、鳥取県内を事実上移動することとなる場合も含めた避難経路の改良も含め、原子力防災対策に必要な財源を国の責任において確保し措置するとともに、避難の円滑化に繋がる米子境港間の高規格道路の早期整備を行うこと。
- 5 安全を第一義として、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にあり、原子力防災対策を相当な規模で長期にわたって実施する必要があるため、周辺地域においても特別な財政需要を継続的に生じている実情があることから、周辺自治体が行う住民の安全と安心の理解を得るため、立地自治体と同様現実に対して見合う相応の財政的配慮を制度化し実行すること。
- 6 島根原子力発電所2号機の運転については、政府を挙げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、安全の確保及び県民の理解については政府が責任をもって対処すること。さらに、万が一事故が発生した場合には、全責任をもって賠償すること。
- 7 中国電力株式会社に対し、島根原子力発電所の運用等に伴う原子力安全対策関連事業等について、本県地元の人的資源及び企業の活用を検討するよう指導すること。

島原本広第843号
2025年3月27日

写

鳥取県知事
平井伸治様
米子市長
伊木隆司様
境港市長
伊達憲太郎様

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員
中川賢剛

「鳥根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について（回答）」
に対する回答について

平素より鳥根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
令和6年12月19日第202400233956号、防起第1798号-1、発境防第1767号
に対し、下記のとおりご回答いたします。

記

1. 原子力規制委員会の審査に適切に対応することはもとより、これらの当社の取り組みを、鳥取県、米子市および境港市や地域の皆さまに、核物質防護の観点をご慮しつつ、わかりやすく丁寧にお伝えしてまいります。
2. 特重施設等につきましては、設計及び工事計画認可申請の審査に適切に対応しながら、設置期限までに完了できるよう鋭意工事を進めてまいります。
また、5年間の経過措置期間の対応の如何にかかわらず、重大事故対策の実施組織や要員の常時確保に係る体制や手順書の整備、計画的な教育・訓練を通じた確からず柔軟に対応できる力量の確保など、人的対応についての取り組みも継続的に行ってまいります。
3. 特重施設等の設置に際しましては、引き続き安全確保を第一に設置工事を進めてまいります。

また、特重施設等に関する情報については、厳重に管理してまいります。
4. 鳥根原子力発電所の安全確保に万全を期すとともに、安全協定の趣旨を踏まえ、誠意を持って対応してまいります。

5. 実施組織や要員の常時確保に係る体制や手順書の整備、計画的な教育・訓練を通じた確からず柔軟に対応できる力量の確保など、新規制基準で新たに追加された設備の仕様や操作方法の習熟を含め、人的対応についての取り組みを継続的に行ってまいります。

また、協力会社を含めた原子力安全文化醸成に向けた様々な取り組みも継続的に行ってまいります。

6. テロ攻撃については、警察庁、海上保安庁、自衛隊とも緊密な連携を図り、常時、侵入防止や警戒等の措置を実施し、また、発電所の制御システムは、プリアウトオール等により多重に防護する等、ソフト・ハードの両面にわたり、万全な対策を講じております。

武力攻撃およびサイバー攻撃への対応を含め、安全性向上に必要な知見があれば、適切に反映してまいります。

また、設備に対する被害が想定される場合は、自らの判断で発電所を停止することも含め、適切に対応してまいります。

7. 当社はこれまでも、周辺地域も含めた地元での調達に積極的に取り組んでおりますが、地元企業への発注や宿泊施設の利用等を通じて、引き続き地域経済の発展に貢献してまいります。

8. 当社はかねてから、万一の緊急時における避難退城時検査や緊急時モニタリング、避難行動要支援者の避難支援等に対応できるよう、社内体制の整備や福祉車両の確保と地域配備等を実施した上で、関係自治体主催の訓練にも参加させていただき、関係機関との連携強化を図っており、引き続き住民避難対応に事業者として最大限対応してまいります。

原子力防災対策の財源につきましては「鳥根原子力発電所に係る原子力防災に関する財源協力協定」により一定の継続性をもった協力をさせていただいておりませんが、新たな財源負担に関するご要望を踏まえて、鳥取県、米子市および境港市への協力について引き続き協議を進めさせていただきます。

以上

「とっとりの原子力防災」発行経緯

平成25年度	初めて作成（電子版）。
平成26年度～ 平成27年度	400部発行し、関係機関等へ配布。
平成28年度	500部発行し、関係機関等へ配布。
平成29年度	ISSN（International Standard Serial Number、国際標準逐次刊行物番号）を取得。 500部発行し、関係機関等へ配布。
平成30年度	500部発行し、関係機関等へ配布。
平成31年度	550部発行し、関係機関等へ配布。
令和2年度	500部発行し、関係機関等へ配布。
令和3年度	500部発行し、関係機関等へ配布。
令和4年度	450部発行し、関係機関等へ配布。
令和5年度	450部発行し、関係機関等へ配布。
令和6年度	450部発行し、関係機関等へ配布。
令和7年度	450部発行し、関係機関等へ配布。 「島根原子力発電所2号機新規規制基準適合に係る対応」について別冊を作成。

発 行 令和8年3月

発行者 鳥取県（危機管理部原子力安全対策課）

〒 680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 271 番地

電 話 : 0857-26-8829

ファクシミリ : 0857-26-8805

ホームページ : <https://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/>

E-mail : genshiryoku-anzen@pref.tottori.lg.jp
